

令和 7 年

第 5 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 7 年 9 月 8 日

閉会：令和 7 年 9 月 11 日

福岡県東峰村議会

令和7年 第5回東峰村議会定例会

招 集 年 月 日 令和7年9月8日開議
招 集 の 場 所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和7年9月8日 9時30分
議 長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和7年9月11日 11時25分
議 長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	和 田 将 幸	○	2 番	樋 口 朗	○
3 番	佐々木 孝	○	4 番	高 倉 美紀恵	○
5 番	梶 原 伯 夫	○	6 番	高 橋 弘 展	○
7 番			8 番	佐々木 紀 嘉	○
9 番	黒 川 隆 康	○	10 番	伊 藤 均	○

不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

出席議員

9 名

欠席議員

なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため

会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	眞 田 秀 樹	副 村 長	野 口 善 規
教 育 長	縄 田 淳 一		
総務企画課長	樋 口 修 一	ふるさと推進課長	岩 橋 俊 典
農林建設課長	田 嶋 一 洋	災害対策室長	前 田 光 輝
住民福祉課長	梶 原 孝 司	教育課長	國 松 直 美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	坂 本 浩 志		

村長提出議案の題目

承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 3 8 号	東峰村議会議員及び東峰村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 9 号	東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 0 号	東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 1 号	工事請負変更契約の締結について
議案第 4 2 号	令和 7 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号）
議案第 4 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
認定第 1 号	令和 6 年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 6 年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について
認定第 3 号	令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 6 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
報告第 3 号	令和 6 年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

議員提出議案の項目

発議第 3 号	東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
請願第 1 号	「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 2 1 条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則 1 2 5 条)

4 番 高倉美紀恵議員 5 番 梶原伯夫議員

第5回 東峰村議会定例会会議録

令和7年9月8日

(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和 7 年 第 5 回東峰村議会定例会議事日程

令和 7 年 9 月 8 日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | 一般質問 |
| 日程第 6 | 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 38 号 東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 39 号 東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 40 号 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 41 号 工事請負変更契約の締結について |
| 日程第 11 | 議案第 42 号 令和 7 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号） |
| 日程第 12 | 議案第 43 号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 13 | 認定第 1 号 令和 6 年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 2 号 令和 6 年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について |

日程第 15 認定第 3 号 令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 16 認定第 4 号 令和 6 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 17 報告第 3 号 令和 6 年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

日程第 18 発議第 3 号 東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 19 請願第 1 号 「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負
担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願
書

開 会	
議 長	おはようございます。 定例会を始めます前に、閉会中に辞職を許可しました議員の報告を行います。 去る 9 月 1 日に大蔵久徳君の議員辞職を許可したので、現在の議員数は 9 名です。 ただ今の出席議員数は、9 名です。 よって、地方自治法第 1 1 3 条の規定により、定足数に達しておりますので、令和 7 年第 5 回東峰村議会定例会を開会いたします。 (9 時 3 0 分)
開 議	
議 長	本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。 報告は、お手元に配布しております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。 それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。
日程第 1	
議 長	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、 4 番 高倉美紀恵議員、5 番 梶原伯夫議員を指名いたします。
日程第 2	
議 長	日程第 2 「会期の決定について」を、議題といたします。 議会運営委員会委員長に、会議等議会運営委員会の報告を求めます。 9 番 黒川隆康議員
9 番	今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。 本日招集に係る令和 7 年第 5 回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る 9 月 1 日に議会運営委員会を開催しました。 まず、議案につきましては、専決処分の承認が 1 件、条例改正が 3 件、契約の変更が 1 件、令和 7 年度一般会計の補正予算が 1 件、推薦が 1 件、令和 6 年度決算認定が 4 件、報告が 1 件、発議 1 件、請願 1 件が予定されています。 会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日 8 日から 1 9 日までの 1 2 日間と決定いたしました。 会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。 まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告に従い 5 名の議員の一般質問を予定いたしております。 決算認定については、決算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。 なお、決算書の朗読は行っておりませんので、今回も省略することといたします。 1 1 日には、決算審査特別委員会の総括質疑、討論、採決、及び本会議における質疑、討論、採決を予定いたしております。 以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。 本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたします。報告といたします。
議 長	ただ今、議会運営委員長より報告がありました。 本定例会の会期は、本日 8 日から 1 9 日までの 1 2 日間といたしたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は、9 月 8 日から 9 月 1 9 日までの 1 2 日間と決定をいたしま

	した。
日程第 3	
議 長	日程第 3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第 4	
議 長	日程第 4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長
村 長	皆さん、おはようございます。 本日ここに、令和 7 年第 5 回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 また、日ごろから村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につき、ご理解、ご尽力をいただき、深く感謝を申し上げます。 さて、早すぎる梅雨明けから猛暑、渇水の夏となり、農作物への影響を心配していたところではございましたが、8 月 1 0 日からの大雨により、本年も小規模でありましたが、やはり災害が発生いたしました。被災を受けられた方に心からお見舞いを申し上げます。 災害対策室でも復旧に向けて手続きの準備をしております。工事にあたっては、関係者の皆様にご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。 その後、ある程度の雨も降り、たわわに実った黄金の稲穂が美しい光景をつくっています。先日の台風 1 5 号は静岡地方が、突風被害が発生しております。本村への影響は少なかったと思っておりますが、収穫まで台風が気になるところでもございます。 また、昨日は、石破総理大臣が辞職の意向を示されました。少数与党転落後、迷走した国政であったと思っておりますが、現状、村への影響はないと思っておりますが、国・県の動向をしっかり把握してまいりたいと思っております。 それでは、本定例会に執行部から提案しております各議案等について、説明を申し上げます。 定例会には、専決処分の承認 1 件、条例の一部改正 3 件、契約の変更 1 件、補正予算 1 件、人権擁護委員の推薦 1 件、決算認定 4 件、報告 1 件、合計 1 2 件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。 承認第 3 号、専決処分の承認（専決第 3 号）につきましては、村の指定緊急避難場所としての機能強化と避難者の生活環境の改善を図るため、東峰村保健福祉センター「いずみ館」の空調及び非常用電源設備を至急整備するため予算の増額の必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めるものです。 議案第 3 8 号、東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。 議案第 3 9 号、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の改正により、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。 議案第 4 0 号、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

	つきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、部分休業の取得パターンの多様化に関する整備が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。 議案第41号、工事請負変更契約の締結につきましては、宝珠山川河川災害復旧工事（第119号）（第132号）の工事請負変更契約の締結にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第42号、令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれに6,875万9千円を追加し、歳入歳出総額を43億2,676万4千円とするものです。 歳出では、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業、そのうち推奨事業メニュー分が287万4千円、低所得者世帯給付分が736万4千円、賦課徴収費180万3千円、村長選挙費12万1千円、国民年金事務費31万1千円、障害者福祉費16万5千円、児童福祉費5万円、在宅老人福祉費6万2千円、介護保険対策費60万7千円、母子保健事業費46万2千円、健康増進事業費71万5千円、林道維持費440万円、観光事業費86万5千円、土木総務費675万円、保健体育総務費21万円、農地・農業用施設災害復旧費4,200万円。 歳入では、分担金、国庫支出金、基金繰入金、村債をそれぞれ計上しております。 議案第43号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものであります。 認定第1号から第4号につきましては、令和6年度東峰村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算が整いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものです。 報告第3号、令和6年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告につきましては、地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より、令和6年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものです。 以上、提案理由の概要を申し上げましたが、皆様方には慎重審議いただきまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第17までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議 長	日程第6 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」の補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	12ページをお願いいたします。 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。 令和7年9月8日提出、東峰村長名でございます。 13ページをお願いいたします。 東峰村専決第3号、専決処分書。

	地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算を専決処分する。 令和7年8月20日、東峰村長名でございます。 理由、村の指定緊急避難所としての機能強化と避難者の生活環境の改善を図るため、東峰村保健福祉センター「いずみ館」の空調及び非常用電源設備を至急整備するための予算の増額の必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものある。 14ページをお願いいたします。 令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号） 令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,800万5千円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 地方債の補正、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。 令和7年8月20日提出、東峰村長名でございます。 15ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算補正、18款1項村債、補正額1,060万円、補正後の額42億5,800万5千円。 歳出、3款1項社会福祉費、補正額1,060万円、補正後の額42億5,800万5千円。 16ページをお願いいたします。 第2表、地方債の補正、起債の目的、防災対策事業債330万円を緊急防災・減災事業債に振り替えまして、防災対策事業債を0に減額いたしております。 下段でございますが、振り替えた緊急防災・減災事業債330万円に、右側ですね、補正後のほうでございますが、1,060万円を追加し、限度額1,390万円に増額。 起債の方法、利率、償還の方法等は変更ございません。 19ページをお願いいたします。 2、歳入、18款1項7目、1節消防債、補正額1,060万円、保健福祉センター機能強化分でございます。 20ページをお願いいたします。 3、歳出、3款1項8目保健福祉センター管理費、12節の委託料でございます。設計施工管理業務の委託費としまして1,060万円でございます。以上でございます。
日程第7	
議長	日程第7 議案第38号「東峰村議会議員及び東峰村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	21ページをお開きください。それと、先にお配りさせていただきました、議案概要説明書も併用して見ていただければと思っております。 21ページ、議案第38号「東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

	上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和7年9月8日提出、東峰村長名でございます。 提案理由、公職選挙法施行令の改正に伴い、東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものでございます。 概要としましては、別紙資料のとおり、5項目にわたりまして、経済的な動向の変更により単価の変更があるものでございます。 22ページをお願いいたします。 東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。 第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続の条例文中、(2)のア、当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合、23ページをお願いいたします。の条文中、15,800円を16,100円に変更でございます。 イ、当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合の条文中、7,560円を7,700円に変更。 下のほうでございます。 第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について、24ページに渡りますが、条文中7円51銭を8円38銭に変更でございます。 その下でございます。 第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について、条文中525円6銭を586円88銭に変更、31万500円を31万6,250円に変更でございます。 附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。
日程第8	
議長	日程第8 議案第39号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	25ページをお願いいたします。 議案第39号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和7年9月8日提出、東峰村長名でございます。 提案理由、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の改正により、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が行われたことに伴い、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。 概要としましては、育児・介護休業法の改正によりまして、講じられました措置を踏まえて、公務においても仕事と育児の両立支援のニーズに対応するため、仕事と育児の両立支援制度等の周知、意向確認を行うとともに、子や各家庭の状況に応じた個別の意向に配慮するよう条例を改正するものでございます。 26ページをお願いいたします。 東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。 第15条、介護休暇、第1項条文中、第15条の3第1項を第15条の4第1項に変更でございます。 その下、追加でございます。第15条の3、妊娠、出産等についての申出をした職員

	等に対する意向確認等を追加いたします。 条文といたしましては、任命権者は、東峰村職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の措置を講ずる、27ページをお願いいたします。講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置、その他の事項を知らせるための措置。 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置。 (3) 東峰村職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して、当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置。 第2項、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置、その他の事項を知らせるための措置。 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置。 (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置。 第3項、任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により、意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 28ページをお願いいたします。 条ずれでございます。第15条の3を第15条の4に変更、第15条の4の条文中におきまして、申告、請求又は申出を、請求等に変更、第15条の4を第15条の5に変更でございます。 附則、施行期日、1、この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。 経過措置、2、任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなす。以上でございます。
日程第9	
議長	日程第9 議案第40号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	29ページをお願いいたします。 議案第40号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和7年9月8日提出、東峰村長名でございます。 提案理由、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の改正により、部分休業の取得パターンの多様化に関する整備が行われたことに伴い、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。 概要としましては、職員の部分休業の取得の多様化と対象年齢の延長等々を改正する

	ものでございます。 30ページをお願いいたします。 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。 第1条、趣旨の条文中におきまして、第19条第1項の後「から第3項まで」を追加、第2項を第5項に変更でございます。 第17条、部分休業をすることができない職員につきまして、(2)中、「及び勤務日ごとの勤務時間」を削除、その下でございますが、職員を除く、後に「次条において同じ」を追加いたします。 31ページをお願いいたします。 第18条の表題におきまして、部分休業の承認の前に「第1号」を追加いたします。 なお、条文といたしましては、育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認は、30分を単位として行うものとする。に変更いたします。 第2項におきまして、条文中に第1号を追加いたします。 第3項中におきまして、部分休業の前に「第1号」を追加いたします。 第18条の2、第2号部分休業の承認を全面追加いたします。 条文といたしましては、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれの当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1)でございます。1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき、当該勤務時間の時間数。 (2)第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき、当該残時間数。 第18条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間、こちらのほうも追加でございます。 条文としましては、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 第18条の4、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準としての条例で定める時間。こちらのほうも追加でございます。 条文としましては、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に係る時間とする。 (1)非常勤職員以外の職員、77時間30分。 (2)非常勤職員、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間。 第18条の5、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情、こちらのほうも追加でございます。 条文としましては、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 第19条、部分休業をしている職員の給与の取扱い。
--	---

	条文中「育児休業法第19条第1項に規定する」を追加いたします。 第20条、部分休業の承認の取消事由におきまして、条文におきまして、「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」の条文に変更いたします。 附則、施行期日、1、この条例は、令和7年10月1日から施行する。 経過措置、2、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間による部分休業の承認の請求をする場合における、この条例における改正後の東峰村職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。以上でございます。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第41号「工事請負変更契約の締結について」 補足説明を担当課長に求めます。 災害対策室長
災害対策室長	議案の34ページをお願いいたします。 議案第41号「工事請負変更契約の締結について」 宝珠山川河川災害復旧工事（第119号）（第132号）について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。 令和7年9月8日提出、東峰村長名でございます。 1、契約の目的 宝珠山川河川災害復旧工事（第119号）（第132号） 2、契約の変更内容。 （1）原契約金額6,215万円。 （2）変更後の契約金額6,277万7千円。 （3）変更する額62万7千円、でございます。 3、契約の相手方、福岡県朝倉郡東峰村大字福井589番地3 株式会社 大藪組東峰営業所 所長 本河正明。 備考になります。 工期、令和7年9月30日まで。 工事の場所、朝倉郡東峰村大字宝珠山地内。 工事の概要、復旧長86.4m、すりつけ工（石積工）57㎡から81㎡に変更しております。以上でございます。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第42号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	35ページをお願いいたします。 議案第42号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）」 令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,875万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,676万4千円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 地方債の補正、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができ

	る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。 令和7年9月8日提出、東峰村長名でございます。 36ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。 9款1項分担金、補正額63万5千円の増額、11款2項国庫補助金381万7千円の増額、3項委託金31万円の増額、15款2項基金繰入金3,669万7千円の増額、18款1項村債2,730万円の増額、補正額合計6,875万9千円、補正後の額43億2,676万4千円でございます。 37ページをお願いいたします。歳出でございます。 2款1項総務管理費287万4千円の増額、2項徴税費180万3千円の増額、4項選挙費12万1千円の増額、3款1項社会福祉費784万円の増額、2項児童福祉費5万円の増額、3項老人福祉費66万9千円の増額、4款1項保健衛生費117万7千円の増額、6款2項林業費440万円の増額、7款2項観光費86万5千円の増額、8款1項土木管理費675万円の増額、10款5項保健体育費21万円の増額、11款1項災害復旧費4,200万円の増額、補正額合計6,875万9千円、補正後の額43億2,676万4千円でございます。 39ページをお願いいたします。 第2表、地方債の補正、災害復旧事業債に2,730万円を増額いたしまして、1億2,090万円の限度額といたします。 起債の方法、利率、償還の方法等は変更ございません。 42ページをお願いいたします。歳入の明細でございます。 9款1項4目、1節農地・農業用施設災害復旧費分担金でございます。63万5千円の増額。 その下、11款2項1目、26節緊急経済対策地方創生臨時交付金、説明といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）でございます。281万4千円の増額。 11款2項2目、2節児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援事業国庫補助金、さらに妊婦のための支援給付金でございます。92万1千円の増額。 その下、4節障害者福祉費国庫補助金8万2千円の増額。 その下でございます。11款3項2目、1節社会福祉費国庫委託金、国民年金事務費の増額でございます。31万円の増額。 15款2項1目、1節財政調整基金繰入金3,583万2千円の増額でございます。 15目1節ふるさと基金繰入金86万5千円の増額、その下、18款1項9目、1節災害復旧事業債2,730万円の増額でございます。 歳入合計としましては、6,875万9千円の増額でございます。 44ページをお願いいたします。 歳出につきましては、各項目ごとに各課から説明させていただきます。 歳出、2款1項14目電算事務費、こちらのほう歳入のほうの組替えでございます。一般財源を減らして国庫支出金に変更いたします。 35目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業でございます。287万4千円の増額、本年の6月に、こちらの物価高騰対応の推奨メニューの追加分がございましたので、簡易水道の基本料金の免除の延長2カ月分、それから、緊急食品の米の価格高騰分の補助に充てるものとしてしております。 それから、2款4項3目村長選挙費12万1千円の増額、細目としましては、12節の委託費10万6千円の増額、18節、今回の法改正に対応します公費負担分1万5千
--	---

	円の増額。 総務企画課からは、以上でございます。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	44ページをお願いいたします。 2款2項2目、22節償還金利子及び割引料、補正額180万3千円、法人税予定申告還付金でございます。 法人の場合、前年度の法人税の所得割が20万円を超える場合は、予定納税が必要となります。そのため前年度の確定法人税額をもとに算定した額を予定納税として納めていただき、法人の決算後に確定した法人税と予定納税額に差額が生じた場合に還付または追加納税いただいております。今回は2つの事業所で還付が発生したものでございます。 3款1項2目、12節委託料、補正額31万1千円、年金生活者支援給付金の判定に係るシステム改修費でございます。この改修は、給付金の支給要件の判定のための所得情報を年金機構に送信するため改修を行うものでございます。 その下でございます。7目障害者福祉費、12節委託料、補正額16万5千円、障害福祉システムの改修費でございます。障害福祉サービスに、新たに就労選択支援の項目が追加されたことに伴う改正を行うものでございます。 その下でございます。15目価格高騰緊急支援給付金、12節委託料、補正額96万4千円、不足額給付のためのシステム改修費でございます。 その下でございます。19節扶助費、補正額640万円、定額減税を補足する給付金、不足額給付金でございます。 令和6年度に実施しました定額減税しきれないと見込まれる方への給付金、当初調整給付金は令和5年の所得情報をもとにした令和6年推計所得を用いて給付額が算定されたことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定したのちに、本来給付すべき給付額と当初調整給付額との間で差額が生じた方が対象となります。 支給対象となりうる例では、令和5年所得に比べ令和6年所得が減少をした方、子どもの出生等により扶養親族が増加したことで定額減税可能額が増えた方、令和5年所得がないため未申告だったが、就職等により令和6年分所得税が発生した方などが考えられます。今回の支給対象者は、概算で172名と試算してございます。 また、本来であれば、不足額給付金の歳入、交付金を計上すべきではございますが、県の行財政支援課によりますと、令和7年10月以降に実績値の取りまとめを行い、交付金額を確定させるとの回答がございましたので、歳入につきましては、12月補正で計上する予定としていただいております。 45ページをお願いいたします。 3款2項1目、7節報償費、補正額4万円、アドバイザー謝金2回分でございます。 その下でございます。8節旅費、補正額4千円、会議旅費2回分でございます。 その下でございます。13節使用料及び賃借料、補正額6千円、会議時の高速使用料、往復2回分でございます。これは、保育所審議委員会のアドバイザーの招聘費用でございます。アドバイザーにつきましては、村と包括連携協定を締結しております筑紫女学園の保育専攻の原教授を予定してございます。 3款3項4目、22節償還金利子及び割引料、補正額6万2千円、介護保険広域連合への返還金でございます。村社会福祉協議会に委託しております令和6年度地域支援事業の実績精算により返還金が生じたものでございます。 その下でございます。7目介護保険対策費、22節償還金利子及び割引料、補正額60万7千円。介護保険の過誤納による還付加算金でございます。 概要の説明を加えます。本年度の4月に介護保険適用除外施設に入所している方の調

	査の際に、広域連合のリストに掲載されていない方が1名いることが判明いたしました。また、適用除外施設に入所されている場合は、介護保険の被保険者から除外されますが、この1名の方については、適用除外の登録がなされておらず、65歳を迎えた平成19年度から、現在まで年金から介護保険料5万4,914円が特別徴収されていたことも判明いたしました。 広域連合に確認したところ、介護保険の適用除外施設に入所した場合は、その施設から入所、退所の届出書の提出、もしくは本人、ご家族からの申出がないかぎり把握することができないとの回答を受け、介護保険担当者が過去5年間の介護保険の書類を確認いたしましたが、施設からの届出書の確認ができなかったため、今回判明した方が利用していた2つの施設に聞き取り調査を実施したところ、両施設とも届出書を提出していないということが確認されました。 そのため広域連合に相談をしたところ、広域連合は、令和7年度から令和3年度の5カ年分の保険料の過誤納金、還付加算金、計11万5,530円を還付するとの回答をいただきました。 また、令和2年度以前の時効に係る保険料の過誤納金及び還付加算金の取り扱いにつきましては、村の瑕疵により納付者へ還付することができない保険料が生じたことから、納付者の利益を補填し、保険料の公平性の確保と行政に対する信頼回復を図るため、要綱を制定し、償還金として保険料の過誤納分43万5,084円、還付加算金17万200円、計60万5,284円を還付したいと考えております。 本来は介護保険適用除外施設から届出書の提出がなかったことに起因しますが、住民福祉課において介護保険及び障害福祉も主管していることから、情報の連携を行うことで発見は可能であったと考えており、この点が村の瑕疵にあたると判断しているところでございます。 4款1項8目、12節委託料、補正額46万2千円、母子保健事業に係る中間サーバー改訂版への対応のためのシステム改修費でございます。 その下でございます。9目健康増進事業費、17節備品購入費、補正額71万5千円、健康管理システム用の端末更新に伴うパソコンの購入費2台分でございます。 標準化に伴う健康管理システム保守管理事業者と7月に打ち合わせを行った際に、国の中間サーバーへ接続する端末は、原則OSのサポートがあるものに限定されており、現在使用しておりますパソコン Windows 10は、OSのサポートが10月で終了することから、接続端末として使えないことがその7月の打ち合わせの際に判明したことから、今回の補正となったものでございます。 費用の内訳としましては、パソコン Windows 11を2台、その他5年間の出張修理費補償、初期設定費用、セキュリティ対策ソフト、オフィススタンダード2024の買い取り費用等が含まれているものでございます。以上でございます。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	45ページ、同じページですが、よろしくお願いします。 7款2項1目観光事業費、こちら本年度設立を予定しています観光中核組織、こちらの法人のほうの設立関係の経費というふうになります。 10節需用費、こちら法人登録する時の法人の印鑑、それから事務に係る事務用品、消耗品等の経費となります。7万7千円でございます。 それから、11節役務費15万3千円、こちら法人を登記する時の定款の認証の手数料、その他、登録免許税等が発生いたしますので、そちらの手数料等になっております。 それから、12節委託料、法人の設立の時に登記の委託のほうを司法書士のほうに委託するようにしておりますので、そちらの委託料となります。16万5千円でございます。

	それから、17節備品購入費、こちら法人設立に伴いまして、事務機器、パソコンやプリンター等、こちらのほうが必要となりますので、そちらの備品購入代というふうになっております。以上でございます。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	45ページをお願いします。 6款農林水産費でございます。2項4目、14節工事請負費でございます。補正額として440万円を計上させていただいております。 内容といたしましては、林道補修工事に要するものでございます。先月の8月10日の大雨等による路面の損傷箇所が、新たに5カ所、2路線で発生しまして、早急に補修を行う必要があることから、今回補正し増額するものでございます。 続きまして、46ページをお開きください。 8款土木費でございます。1項1目、18節負担金補助及び交付金でございます。補正額として675万円を計上させていただいております。 内容としましては、小規模治山事業補助金に要するものでございます。 当初予算は、近年の実績を踏まえまして、2カ所の住民の申請を見込んでおりましたが、先月の8月の大雨等により5カ所の申請とご相談が住民よりあり、3カ所分の不足が生じたため、今回補正し増額するものでございます。以上でございます。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	46ページをお願いします。 11款1項3目、14節工事請負費でございます。補正額4,200万円、起債対象工事、単独災・小災害債になっております。 今回の補正の対象となる工事につきましては、平成29年災が1カ所、R5年災が4カ所、表土運搬が1件で4,200万円を計上させていただいております。 工事の進捗に伴い、必要な工事費として計上しているものでございます。以上でございます。
議 長	教育課長
教育課長	46ページをお願いいたします。 10款5項1目保健体育総務費、18節負担金補助及び交付金でございます。21万円の増額補正と、計上いたします。 こちらにつきましては、東峰村体育大会等参加に係る村の支援及び補助に関する規程に基づき、スポーツ・芸術分野において、全国大会等に参加することに対し支援を行い、その費用の一部を補助するものとしておりますが、当初予算におきまして計上していた予算よりも、中学生の夏季大会におきまして九州大会、全国大会と、当初の予定に比べて多くの方が大会に出場することができましたので、不足分を今回21万増額補正させていただくものでございます。
日程第12	
議 長	日程第12 議案第43号「人権擁護委員候補者の推薦について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	47ページをお願いいたします。 議案第43号「人権擁護委員候補者の推薦について」 人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求める。 令和7年9月8日提出、村長名でございます。 1、住所 朝倉郡東峰村大字小石原889番地3 2、氏名 福島裕子氏

	理由、現任者の高倉美紀恵氏が令和7年12月31日をもって任期満了となることから、後任者として推薦することについて意見を求めるものである。 48ページをお願いいたします。 略歴書でございます。略歴書につきましては、お読み取りください。以上でございます。
日程第13～ 日程第16	
議 長	日程第13 認定第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第14 認定第2号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」 日程第15 認定第3号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第16 認定第4号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 を、一括議題とします。 6番 高橋弘展議員
6 番	動議を提出します。 認定第1号から認定第4号までの令和6年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算、簡易水道事業会計決算の認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審議することを望みます。
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	高橋弘展議員の動議に賛成いたします。
議 長	ただ今、高橋弘展議員より動議が提出されました。 認定第1号から認定第4号までの令和6年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算、簡易水道事業会計決算の認定につきましては、決算審査特別委員会を設置して、審議することを望むということでございます。 この動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。 お諮りいたします。 ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成される方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、認定第1号から認定第4号までの令和6年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算、簡易水道事業会計決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	動議を提出します。 決算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に佐々木紀嘉議員を推薦したいと思います。
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	ただ今の高橋議員の動議に賛成いたします。
議 長	ただ今、高橋弘展議員より決算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に佐々木紀嘉議員を推薦するとの動議が提出されました。 この動議は、1人以上の賛成者がありましたので成立いたしました。 お諮りいたします。 黒川隆康議員を委員長に、佐々木紀嘉議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議 長	全員賛成と認めます。 よって、黒川隆康議員が決算審査特別委員会委員長に、佐々木紀嘉議員が副委員長に選出されました。
日程第 17	
議 長	日程第 17 報告第 3 号「令和 6 年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	53 ページをお願いいたします。 報告第 3 号「令和 6 年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」 地方自治法第 221 条第 3 項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より令和 6 年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第 243 条の 3 第 2 項の規定により議会に提出する。 令和 7 年 9 月 8 日提出、東峰村長名でございます。 54 ページをお願いいたします。決算報告書でございます。 55 ページをお願いいたします。比較貸借対照表でございます。 当期のところから中間にあたりますが、資産合計 1 億 3,701 万 3,465 円、対前期増減マイナスの 181 万 2,103 円、対前期比 98.6%。 その下でございます。負債合計 364 万 8,281 円、対前期増減額マイナスの 48 万 22 円、対前期比 88.3%。 一番下でございます。負債・純資産合計 1 億 3,336 万 5,184 円、対前期増減額マイナスの 133 万 2,081 円、対前期比 99%。 その下、純資産合計 1 億 3,701 万 3,465 円、対前期増減額マイナス 181 万 2,103 円、対前期比 98.6%でございます。 57 ページをお願いいたします。 比較損益計算書でございます。中段あたり、当期のところですね、売上総利益 2,582 万 1,654 円、対前期増減額 30 万 8,015 円、対前期比 101.2%。 58 ページ、営業利益マイナスの 188 万 5,260 円、対前期増減額 9 万 6,400 円、対前期比 95.1%でございます。 経常利益、その下でございますが、マイナスの 103 万 5,581 円、対前期増減額 9 万 5,472 円、91.5%。 一番下でございます。当期純利益マイナスの 133 万 2,081 円、対前期増減額 9 万 5,472 円、対前期比 93.3%となっております。 58 ページ以降 64 ページにかけて、科目詳細それから変動計算書、個別注記表、監査報告書がございますので、お目通しをお願いしたいと思っております。以上でございます。
議 長	これで、補足説明を終了します。
休 憩	
議 長	11 時まで休憩します。 (10 時 45 分)

再 開 議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (11時00分)
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問を行います。 一般質問は、5名の議員より提出されております。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は1時間以内となっております。 通告順に従いまして、順次一般質問を行います。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 2番 樋口朗議員の質問を認めます。 2番 樋口朗議員
2 番	私は、今回、3項目の質問をさせていただきます。 まず、国民健康保険税と医療サービスについて質問します。 令和6年3月に策定された福岡県保健医療計画では、「いつでも、どこでも安心して必要な保健医療サービスを受けられる体制」を目指しています。 理想は高いのですが、東峰村のような山里、つまり山や谷が幾重にも重なる地形、そして人口が少なく交通の利便性も低く、民間の医療機関の経営が成り立たない地域が、市や町のようにすぐ近くの医療機関で受診することが可能な体制になることはあり得ないのではないのでしょうか。村長の考えを伺います。
議 長	村長
村 長	議員さんご指摘いただきましたとおり、令和6年3月に福岡県保健医療計画というものが改正されております。 この中で、申したとおり「いつでも、どこでも安心して必要な保健医療サービスを受けられる体制の構築」が掲げられているのは事実でございます。 一方で、先ほど申されたように、東峰村のような過疎、中山間地域においては、都市部のような医療体制をそのまま構築するというのは、地理的、人口的制約の中で現実的に困難な面はある、それはもう言われるとおりだと思っております。 ただ、都市部の医療についてもどれぐらい、要するに距離で見なのか、時間で見なのかとか、いろんな考え方はございますが。 そのため計画の中では、人口の高齢化や疾病構造の変化などによって、地域の医療ニーズも変わっていくため、医療法に基づいて1次から3次の保健医療圏を設定し、地域医療の確保に努めているところでございます。 1次医療圏というのは、いわゆるかかりつけ医と申しますか、風邪、頭痛などよくある疾病の診断・治療等を行うために市町村が1単位とされる。これについては村立診療所が当てはまるのかなと思っております。 また、2次医療圏については、そのもう一つ上位の部分ということで、入院、緊急医療を含む一般的な医療、これは広域圏単位が大体1単位という解釈の中で、朝倉地域であれば甘木朝倉医師会に委託をし、土曜・休日・夜間等の医療体制の確保には努めているところでございます。 また、さらに3次医療圏においては、高度・最先端医療を提供するものとして、県が1単位として行うという部分で、県内では、ここと言えば久留米大学病院また聖マリア病院など、県内10カ所の病院が指定されておまして、そういった医療についても、すぐ近くにあるというよりは必要に応じて必要な医療が受けられる体制を取っているということで、村としても理解しているところでございます。以上です。

議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	村長の言うことはよく分かります。また、県の本にもそういうふうに書いております。 ただ、やっぱり直感的にですね、住民の方が勤務時間中であつたりとかですね、あるいは家庭内でお年寄りがすぐに行けるかという、やはり都市部にはもう全然利便性が違うということは当然だと思います。 次の質問です。 令和6年4月に策定された福岡県国民健康保険運営方針では、同じ所得水準・世帯構成であれば、将来同じ保険税となる完全統一を目指しています。これが実現すると、医療サービスは地域格差があるのに国民健康保険税は県内全市町村が同じになります。 言い換えれば、国民健康保険税は平等だが医療サービスは不平等になり、東峰村は一層住みづらい地域になります。このことを町村長会や県議会議員等に問題提起する必要があるのか伺います。
議 長	村 長
村 長	国民健康保険は小規模な保険者さんが多く、被保険者ですね。例えば、高額な医療費の発生について、市町村単位で保険税を反映させる場合、特に小規模の自治体において、その影響が大きいという課題がございます。 県が示す完全統一については、県単位で医療費水準の変動を保険税に反映することで保険税への影響を緩和し、国保財政の運営の安定化を図る目的であり、制度の公平性や方向性には一定の理解をしているところであります。 一方、先ほど申しました医療格差という部分、環境や交通アクセスは市町村ごとにも実情が異なり、特に中山間地域では都市部に比べて利便性に課題がありますので、医療格差の解消に向けて、県や関係機関との協議、町村会、他の自治体の長や、また県議とも雑談ではございますが、話をしたことはございます。 ただ、やっぱり民間の医療が誘致できるのかとか、実際に村が本当に覚悟を決めてそういう高度医療機関を、今、公立の病院というのも全国的には赤字という、民間も厳しい、公立も厳しい、そういった話の中で、「そういうところがあるからね」とかいう、雑談ではですね、そういう話もしているところではございます。 ただ、正式に申し入れ等を行ったわけではございませんので、こういった部分について、これについては、ほんと自分も仮にそういう話に、思いはですね、たぶん一緒だとは思んですけど、現実論として非常にこれは困難というか、難しいというのは重々ご承知、分かるかなと思っております。 ただ、自分としても、もし仮にそういった話を持っていくのであれば、例えば議会のほうで決議をいただくとか、そういった部分で、自分がそのバックボーンを背負っていくとかいうですね、そういった部分はあるのかなと思いますけど、ちょっとやっぱり雑談、正式に言っても雑談レベルの話になるのではないかなというのは、現実かなというふうには思っております。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	村長がですね、トップとしての考え、よく理解します。 ただ、やはり医療格差は、どうしてもやっぱりなくならないのが現実ではないかなというふうに思っております。 人口減少が止まらない東峰村は、移住及び定住政策を推進しなければなりません。 しかし、国民健康保険税は平等だが、医療サービスは不平等の状態は、移住及び定住推進に相当なマイナス要因ではないでしょうか。このマイナス要因をどのような施策でカバーしようと考えているのか伺います。

議 長	村 長
村 長	村長 まず前段として、子育て世代等の方の定住、こういった方は社会保険のほう、厚生年金とかですね、そういった形になるのかな。ですので、国民健康保険税、これは公的医療制度の一つでございます。保険制度と医療サービスとですね、一概に比較するというのは、できないというふうには考えているところでございますが、地域医療は移住・定住政策を推進する中でも重要な要素であるということですね、否めないと申しますか、やっぱり売りとしてはプラスではないと、あんまりマイナスと言いたくないですけど、プラスではないかなと思っております。 そのため1次医療としての村立診療所を維持するとともに、18歳までの医療費の無償化を移住対策として実現をしたところでございます。 また、安心して子育てができる環境づくりを進めるために、保育料また学校給食の無償化、また子育て支援金などの施策を拡充してきたところであります。 それと東峰村の自然景観、またおいしい水、地域との繋がり等を移住の価値として発信する取り組みなども、ほんと情報のパッケージ化というのがなかなか進まない中で、そういった部分も今後、今後というか、元から取り組まなければいけないという課題はあったんですけど、なかなか進んでないという現状がございます。これについてもしっかりとやっていきたいと思っておりますので、引き続き村民の暮らしを守って、将来にわたって選ばれる村になるように努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	大刀洗町では、国民健康保険税の引き上げ条例案が3月議会で否決されています。反対理由の1つは、国民健康保険加入者は個人事業主や非正規労働者などが多く、町の独自支援が必要ということで、2つ目は、物価高騰の折、増税すべきではないということでした。この考えを私は十分理解できます。 東峰村では、一般会計から国保会計への繰入により補填をしています。福岡県は赤字補填を解消するように市町村に求めています。今後の補填のあり方についてどのように考えているか伺います。
議 長	村 長
村 長	福岡県の運営方針としては、一般会計から、先ほど申しました法定外の繰入金ですね、を段階的に縮小し、令和11年度には解消するという目標に基づいて、各自治体に求められているというところでございます。 村としたしましては、住民の生活を守ることを優先し、国保税が過度な負担とならないようにですね、将来、ただずっと低くて、11年度どうしようもなくドーンと上げるとか、そういった部分の負担等も考慮いたしまして、段階的な、国保運営委員会の意見をいただきながら、そういった国民健康保険税のあり方についてですね、しっかり協議をさせていただきたいというふうに思っているところであります。 特に一般会計の繰入金の財源としては、やっぱり社会保険等の方の税金も含まれているという、これはちょっと反面の考え方もございますので、そういった部分もいろんな要件を踏まえた中で、やっぱり国民健康保険、やっぱり農業者とか、基盤と申しますかですね、弱い方が支払われている国民皆保険制度の中での最後の制度になっておりますので、やっぱりそこも踏まえた中できっちり協議はさせていただきたい。 県のほうにも、村としては、そういった制度について要望等は上げておりますが、実際にその割合が統一された時、統一されない場合で、実際に村の負担がどれぐらい変わるのかという試算がなかなか出来づらい部分がありますので、そういった部分も踏まえて、実際にどれぐらいの負担が必要なのか、もう県が一気にやりなさいと目標を定めておりますけど、そのとおり進むのかとか、そういった情勢もですね、しっか

	り把握をしながら検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	村長の考えよく分かります。 私は、大刀洗町のように一般会計から国保会計への補填は、ある程度は村民の皆様 の理解が得られるのではないかと思っております。 なぜなら、村長言いましたように、勤めている人は退職すれば国民健康保険に加入 しなければなりません。また、年金生活者になれば収入もかなり減少します。村民の 皆様には、いずれ自分もお世話になる国民健康保険、補填するのはやむを得ないの ではないかと理解していただけるのではないかと思います。村長の考えを伺います。
議 長	村長
村 長	先ほど、議員さんのお話等も踏まえた中で、しっかり将来負担についてはですね、 検討させていただきたいというふうに思っております。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	国民健康保険税は平等だが、医療サービスの不平等は、これからの村の存続を左右 する大きな問題です。これからの国民健康保険税のあり方について、福岡県の指導に 従うだけではなく、さまざまな問題提起をし、東峰村に住んでみたい、住んで良かつ たと安心できる村づくりを進めていただきたいと思います。 次に、棚田親水公園について質問します。 棚田親水が久しぶりにオープンし、連日多くの入場者で賑わっていました。多い時 は駐車場が満車になり、駐車できない車が県道に並び、駐車スペースが空くの待つ 光景を何度も見ました。指定管理者に聞くと、駐車場に満車の日が6日間あったそう です。ほぼ1週間に一度の割合だと思います。せっかく遠方から楽しみに来られたお 客様をうだるような猛暑の中、車の中で待っていただくのは本当にお気の毒です。車 の中で待つだけで疲れが出た方もおられたのではないのでしょうか。 最初、ほうしゅ楽舎が九州北部豪雨で被災して、新しい建設として親水公園駐車場 に決まってから、駐車場の不足は予測できたと思いますが、今回のオープンまでの新 たな駐車場の整備計画を検討しなかったのか、村長に伺います。
議 長	村長
村 長	親水公園につきましては、5年ぶりのプール開放ということで、複数のいろんなS NSとかでも取り上げられまして、中には65万回再生されたという投稿も見られ、 約、シーズン中、カウントしたわけではございませんが、5千人程度の方にご来場い ただいて大変ありがたいというふうに思っております。 駐車場については、議員さんもご存じのところですが、平成6年オープンの時は2 5台という駐車場ですね。やっぱりその中で慢性的に道に止めてある車が多いとい うことで、ちょうど今ほうしゅ楽舎があるところですが、その用地を買い取らせて いただいて、また栗松公民館の下も増やすという形で、その部分が今60台の駐車場、 また、入口の角っこのところが一応5台分の駐車場ということで、今回駐車場の線 を引かせていただいたというところでございます。 また、オープン当初は開けていなかったんですけど、やっぱり満車になったとい うことで、元々のほうしゅ楽舎、旧ほうしゅ楽舎の広場ですね、を駐車場として20 台分を確保したというところで、今のところは110台分という駐車場の確保はされ ているところでございます。 過去の需要等も考えて、十分というふうに思っていたところではございますが、ど のくらいあるかという予測もつかないところがありましたので、今シーズンのデー タ等に基づいて振り返りを行いたいと思っております。 駐車場、広くてたくさん来れるようになると、またプールのほうが混雑するとか、

		安全管理とかいろんな課題もあるとは思いますが、まずはこういったところを、やっぱりプールの渋滞状況とか、そういったものが確実に分かるような混雑予測でもいいんですけど、そういったものを発信できる形にする。それも一つの方法ではないかなというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長	2 番	樋口朗議員
		私も平成6年のオープンからですね、現在に至る経過は、当時役場にいましたから十分承知しているところでございます。 ただ、今回ですね、足らなかったことは間違いない、そういう日にちがあったことは間違いないし、私が実は写真撮影に何度も行きました。そしてプールの状況、駐車場の状況、それから県道に駐車して待っている状況、つぶさに写真に納めさせていただきました。それから、私の議会だよりアンケートにもですね、よその方が来られて、自分が田んぼに行けない、という不平を漏らせたアンケートもありました。 ということで、やはり絶対数が若干やっぱり少ないことは間違いないというふうに思います。また来年ですね、オープンして大勢の方に来ていただきたいと思いますから、早急にですね、村としてはやはり、プールが混雑を心配するよりも、やっぱり駐車場混雑して、遠方から来られた方にご迷惑をかけない。これが一義的なやっぱり村の考えであるべきではないかなと思いますので、早急にですね、駐車場整備については、計画を練り直してもらいたいと思いますが、村長の考えをお伺いします。
議 長	村 長	村長
		ほうしゅ楽舎を造る時に、まだ自分は総務課長でございましたが、駐車場の台数の部分で代替えと申しますか、地図上でございますけど、そういった検討はしたことはございます。 ただ、どこもやっぱり農地としてしっかり使われておりましたので、いろんな状況を鑑みの中で、今の台数というところに落ち着いたという経緯はございますので、それについては課題ということで、しっかり把握させていただきたいと思います。
議 長	2 番	樋口朗議員
		せっかくですね、今回久しぶりのオープンで大勢のお客様がお見えになりました。そういった村へのイメージを、やはりこれからも良いものとしてですね、印象を継続してもらうためには、やはり来たお客様が困らないような対応をするのが、村のあるべき姿ではないかなと思います。 次の質問は、2つに分けてお尋ねします。 まず、8月10日の集中豪雨で、一番下のプールに土砂が堆積しました。平成29年の九州北部豪雨のあとは、今までとは違った猛暑、集中豪雨、地震など異常気象が当たり前になり、プールの土砂堆積は年中行事になっています。 親水公園が平成6年にオープンして約30年が経過しており、今後新たな魅力を持った施設への展開を考え、プールの位置や形状、そして利用されなくなった体験交流センターなど、親水公園全体を思い切って見直し、1年を通して活用できるように改善を検討すべきではないでしょうか。村長の考えを伺います。
議 長	村 長	村長
		施設については、議員さん言われたとおりでございます。 やっぱり夏の1シーズンだけの利用をピークとして、利用という形でずっときた部分があります。体験交流センターのほう、飲食とかそういった部分が入ったり出たりしてた部分がございます。実際、本来から言うと、もう議員さん言われるとおり、年間の利用を目途とした施設の全体のあり方というのは、当然考えなければいけない。それとほうしゅ楽舎との連携もでございます。 そういったところについては、しっかり考えなければいけないというのは、課題と

	してしっかり持っているところでございます。 プールの土砂の流入については、土をどかしてもらったりしてもらっているんですけど、なかなかその時にプール側に防止のパラペットというか、立てられないかという部分だったら、やっぱり河川の断面がなくなるので、河川としての機能が最優先ということで、駄目と言われた。 今年については、一番下のプールに土砂が入って、すぐそこはシーズン使用禁止にされました。それはやっぱり排水の関係が、川に横で排水がされてて、逆流してくるという話だったので、その排水をちょっと見直すだけでも、プールの大きい長い滑り台って一番子どもたちに人気でしたんで、あれが使えなかったというのは、使われる方が不便というか、寂しかったろうなというふうに思っておりますので、やっぱり排水がきれいに流れるとか、土砂はある程度入るのは仕方ないですけど、やっぱり前に比べると29年以降土砂が入る。前はほんと5cm、10cmぐらいだったんですけど、今もう全部埋まってくるぐらいのあれがありますんで、そういった部分も改善できる部分についてはですね、しっかり、やっぱり費用対効果もございますが、検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。
議長	2番 樋口朗議員
2番	やはり平成6年にオープンしたということは、その当時の雨量等を勘案して、あのプールが設計されたのではないかなと思います。 先ほど言いましたように、気候の状態が大幅に変わっています。それに応じてプールの形状、場所、そういったものまで含めてですね、検討していく必要があるのではないかなというふうに思っております。 それに関連したのもですけども、河川プールのそばの宝珠山川の魚道の鉄筋がむき出しになり、危険な状態が続いています。昨日現場に確認に行ったところ、数年前の状態より、さらに鉄筋のむき出しが広がりひどくなっていました。災害対策室の職員の皆さんが鉄筋の柱を立て、ロープを張り、進入禁止の張り紙をして注意喚起をしていました。 この魚道について、河川を管理する朝倉県土整備事務所への要望活動を実施してきたのか、いつまでに改善できるのか、村長に伺います。
議長	村長
村長	議員さん指摘の鉄筋の部分については、昨年本当に再オープンの検討をした時に、やっぱりそれが一番課題だということで県のほうに、もうその前から要望はしてたんですけど、なかなかプールの安全ということと河川の機能という中で、県のほうも昨年実は、やるというところで話まではできてたんですけど、ちょっと工期の関係で間に合わなかった。今年についてもやってくださいというお願いはしてたんですけど、なんか工法の関係で、どういう形で工事をするか、鉄筋を外すだけじゃなかなか難しい部分がありましたので、それで検討を県にお願いしていたところ、やっぱりちょっと時期的な部分と、あとは水が流れている時に工事というのは難しいというのがあって、夏場前の時間をお願いしてたのが、ちょっと実現しなかったという経過は、もうそのとおりなんですね。 来年に向けてその鉄筋をどうするのか、自分は県には、もう魚道自体がなくてもいいんじゃないかという話もしてるんですけど、やっぱり機能としての部分、あそこがやっぱり土砂をためる原因にもなっていると思っておりますので。 ただ、どういう形で水の流れを良くするか、そういった部分については、今、県のほうも検討させていただいておりますので、また報告等があがってくるというふうに思っております。改善については、しっかり取り組みたいと思っております。以上です。

議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	実は私も昔、その担当と言いますかですね、朝倉県土、昔は朝倉土木事務所と言っていましたけど、そういったところと何度もお話をさせていただいたことがあります。 やはり河川はですね、やっぱり災害を防除するための非常に第一義的な問題があって、昔は生態系の維持とかをあまり考えずにですね、床止めであったり堰ができたとかですね、そういったふうに、どちらかというとまっしぐらでございました。 しかし、やはり環境の変化ですね、あの辺の宝珠山川の魚道は、実は当時私たちが要望してですね、できたという経緯もあります。魚道ができるのは、その生態系を維持するためにも、この村の環境をより良いものにするためには大変必要ではないかなと思いますが、やはり大水がですね、ああいうふうに鉄筋がむき出しになることもまた避けて通れない、非常に難しい課題があります。 そういった課題を乗り越えて、安全でもあるし生態系を守る。そういったことを村からも要望してもらって、早急にやはり設計のプロがおられますからですね、やってもらってですね、来年のオープンにはですね、ぜひ間に合うようにしていただければというふうに思います。 次の質問に移ります。 次に、大行司駅線について質問します。 村道大行司駅線は、国道211号からBRT大行司駅へのアクセス道路です。過去に一般質問で2度、令和5年3月と令和6年9月議会で改良の必要性を尋ねましたが、村長は、その時は改良しないと回答しています。今でもその考えが変わらないか、お伺いいたします。
議 長	村長
村 長	道路の改良、当該道路も含めますが、一般的に道路の改良については、やはり通行の危険性や公共性、公益性などを考慮したうえで必要な改良を行っているところでございます。 当該道路、議員さん言われる箇所については、離合も可能でございますし、通行量というかですね、3種とか3種の4級、3種の5級とかいう分類の仕方もあるんですが、そういった部分の基準も満たしているというか、もう3種の5級って一番最低限の級になるんですが、そういった部分にあっておりますし、事故が起きているという、頻発しているという事例もありませんので、現時点で改良の必要性は低いと判断しているところでございます。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	村道大行司駅線は、美星保育所のアクセス道路でもあります。毎日朝方と夕方に園児を送迎する車が通行しています。最近は保護者の車が大きくなり、村道だけではなく保育所駐車場に至る通路の幅員が狭いので、時間帯によっては対向車との交差通行を余儀なくされる場合もあります。これは村立保育所としての問題もあります。 朝の忙しい出勤時でもスムーズな通行ができるように、改良するのが道路行政のあるべき姿だと思いますが、村長の考えを伺います。
議 長	質問ですか、反問ですか、はい。 村長
村 長	村道の部分を議員さん言われているのか、美星保育所のアクセスの部分を探ねられているのかを踏まえたうえで、再度質問いただければと思います。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	あの村道ですね、あれはやっぱり大行司駅への通行、これが第一義的だと思います。しかし、それを利用して、昔はですね、あそこに宝珠山中学校がありましたし、大行司小学校がありましたし、美星保育所がありました。そして宝珠山中学校、大行司小

	学校、学校の統合もありましたけどですね、そして今、東峰学園のほうに行きます。 美星保育所が前の中学校跡に建設されています。村立の保育所としてのですね、機能はもう昔から変わってはおりません。 ですから、どちらもですね、やはり道も、それから保育所に行く取付通路と言いますかね、そういったのもやはり村の責任ではないかなというふうに思いまして、2つを抱き合わせて質問をさせていただいたというところでございます。
議 長	村長
村 長	事例として出していただいたのが、ちょうど校門の手前の部分、あのカーブ、やっぱりちょっと回りにくい。カーブミラーに基づいて、やっぱり一時待機して離合するという形は、もう昔からでございましたので、それに対する不満と申しますか、怖い思いをしたとかいうお話、保育所の方に聞いてもそういった話は聞いてはいないという形ではあったんですけど。 実際に離合、交互通行を余儀なくされるというところが、どこの部分なのかというところで、校門の前という部分は、正直申しまして校門をちょっと広げるとかカーブを良くするとか、そういった改善はあるかなというふうには思っております。 ただ、村道部分について、交互通行が発生するところというのは、一部ちょっと5mを切るというところが少し、1カ所あるんですけど、それ以外のところはもう5m以上確保がありますので、どういうところを言われてるのかなというのが、ちょっと正直、いったところでございます。 改良の可能性としては、先ほどの繰り返しになりますけど、やっぱり低いというふうに判断をしております。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	最近異常気象が頻発する中で、集中豪雨の際、緊急に保護者に園児のお迎えを要請することがあり得ます。その際、多くの保護者が同じ時間帯に保育所に急行します。それは、あの村道も通ってくるわけです。園児の安全を守るためにも、村道から保育所駐車場までの往復が滞らないように、村道の改良が必要だと思いますが、村長の考えを再度伺います。
議 長	村長
村 長	正直言って繰り返しになりますが、改良の必要性は低いというふうに、村としては判断をしているところでございます。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	私たちが議会ウオッチでですね、平成29年の災害の時の保育所の状況を詳しく聞きまして、議会ウオッチにも報告をさせていただきました。その時はこのことは書いておりません。 そういった中で、保育所の先生方とですね、色々情報交換をする中で分かったことがあります。 保育所ではですね、緊急事態を想定した保護者のお迎えによる避難訓練を実施しています。その際、村道が狭いので保護者同士の車が出合わないよう、村民センター前の道路から入り、帰りに村道大行司線を通る一方通行にしています。 しかし、村民センター前の道路は縦断勾配がきついので、車のバンパーなどをこすり傷が付くので保護者から嫌がられているそうです。本来は緊急時に園児を迎えに来られる保護者の車同士が、離合も含めてスムーズに通行できるように、村道大行司線の改良と取付通路の拡幅を急ぐべきだと思います。 村は第3次総合計画の基本目標1に「こどもが真ん中、誰もが生涯輝く村づくり」と決めました。その具体策の一つがこの道路の改良だと思いますが、村長の考えを伺います。

議 長	村 長	村長
村 長		先ほど申された分については、予防安全の関係で呼びかけをしているところだというふうに思っております。 実際に呼びかけの時に、そういったルートを使うことで、より安全な通行ができるという形でされているのかなというふうに理解をしております。その1事例をもって拡幅という部分、道路って中途半端にすると、ほんと歩行者が危険という形もあつたりしますので、その部分については十分考慮、検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	2 番	2番 樋口朗議員
2 番		これはですね、昨年の質問2回しました。同じようなことを村長は考えています。やはり私は、トップはしたことはありませんけど、農林建設課長はしたことがあります。その時に村の県道、村道、いろんなところを見て回りました。 村民の要望がある、ない、関わらず悪いと思ったところは村に対応を、予算を取るし、県に要望をしてきました。その中の1つが、主要地方道八女香春線が中原から岩屋駅まで開通しました。非常に厳しい要望でございました。しかし、県が全面的にバックアップしてですね、あれはわずか10年で改良できました。 ですから、やはり村政を預かる者は、そこに住む人たち、とりわけ児童、この人たちの安全を最大限に考えて、要望があろうとかなかろうとか、あるいはある程度行けるからいいじゃないか。そんな判断をするのは、はっきり言って、ちょっと考え方がですね、低いなと思います。 やはり現在ですね、車時代ですね、皆さん誰もが車を運転して目的地に行きます。その車が、事故があつたら何なりません。それがまた道路の状況によってですね、見通しが悪いとか離合があるとか、村長はあの時、あそこは見通しが悪いとは言いました。看板を付けたいと言うた、看板も付いていません。 ですから、やはり根本的にはですね、道の改良が必要ではないかなというふうに思います。そして大行司駅に行きます。そういった村長の考えは村長の考えでですね、尊重しなければなりませんけど、やはり住民にとって安全第一の道路行政、それをつくるのが、私は村の役割ではないかなと思いますから、村長の考えをお尋ねします。
議 長	村 長	村長
村 長		ありがとうございます。 住民の方にとって安全・安心な暮らし、これはもう当然のことでございます。その中で道路に関しても、必要なところについては当然行っております。 すみません、人間性が低くて申し訳ないんですけど、ご案内の件については、村というか私の意見になりますが、必要な基準というか、については満たしておりますので、改良の必要性という部分については、自分としては低いというふうに思っております。以上です。
議 長	2 番	2番 樋口朗議員
2 番		ぜひですね、保育所の保護者会とかですね、あるいは保育所を運営されている保育士の先生方とかですね、話して、十分にですね、その考えを受け止めてですね、ぜひ、改良の方向に進むように、私は期待したいというふうに思います。 以上で、私の質問を終了します。お疲れ様でした。
休 憩		
議 長		これで樋口議員の質問を終了します。 13時まで休憩します。 (11時42分)
再 開		

議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (13時00分)
議 長	3番 佐々木孝議員の質問を認めます。 3番 佐々木孝議員
3 番	今回、大きく3点から質問いたします。 まず、はじめに、村にある文化財についてです。 令和6年の6月議会でも質問をいたしましたけれども、確認の意味も含めて、今回また再質問をしたいと思っております。 発掘物等々についてはですね、今、いくらか整備をしているというようなことを、またその途中だということを聞いておりますけれども、古文書や文化的な遺物などは庁舎とか、それから倉庫などに保管したままになっているのではないかというふうに思います。湿気などがあつたりとか虫食いとかですね、そういったもので駄目になるものもあるのではないかという想像をするんですけれども。 前回の議会の中では、九州歴史資料館等々の専門家に相談するようなことを言っておられました。その後どのように進められているのか、また、今後の方針についてお聞きします。
議 長	教育課長
教育課長	議員さんが以前からご指導いただいているところでございますが、先ほどおっしゃられましたように令和5年度からですね、具体的にはそういった発掘物等を中心に、小石原庁舎にあるものを中心に今整理をしていただいて、だいぶもう、どこに何があるか分かる状況にはなってきたところでございます。 それと併せまして、先ほどおっしゃいました文化財関連のですね、報告書、書籍、それから写真、木簡等につきましても、今整理を進めておりまして、それにつきましても小石原庁舎の1カ所にある程度保管をして、随時整理を今後も進めてまいります。 ただ、議員さんおっしゃいますように、特に古文書などの紙類につきましては、温度、湿度、それから光といった精密な管理を要するものが多くて、という状況でございますので、必要に応じて九州歴史資料館、博物館の方にお問い合わせを少しずつしているところでございます。いっぺんになかなかまだですね、どれをどうお願いしてというところの整理までは至っておりませんので、ご相談があつたものを中心に、今、相談等を進めているところでございます。 資料の整理の方法や保存環境の整備につきまして、今後ですね、助言を受けまして、一体的に適切な管理に繋がるように努めてまいりたいと考えているところでございます。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	今、整理を進めているということでしたけれども、具体的にどなたというか、どういう方がされてあるのか。文化財専門委員さんもおられると思いますけど、そういう方たちも一緒になってやっているのかどうか、もうちょっと詳しく教えてください。
議 長	教育課長
教育課長	具体的な相談等につきましては、身近なところでは歴史愛好会の皆様に、見識のある方をお願いして、ご意見をいただいております。 それを持ちまして、歴史資料館の方に、こういった助言をいただきましたということで、今後の進め方について資料館の専門員の方に、今後どういうふうに進めていったらいいかというようなことをご相談しているところでございます。 文化財専門委員の方につきましては、例えば文化財の指定を受ける必要があるようなものであるとか、そういったものにつきまして委員会の中に諮ったりとか、という

	ようなことを、文化財専門委員会の中でそういった対応が必要になってきますので、そういった時に文化財専門委員の方に出তেいただいて、相談とか、実際指定をするに値するものなのかというのを、ご意見をそこでいただいたりといったことをしております。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	文化財専門委員会は年に何回ぐらい開かれておりますでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	文化財専門委員会につきましては、必要に応じて年間数回開催をしております。 令和6年度につきましては、ちょっと担当の職員等が、専門の職員がいなかったこともあって、なかなかちょっと開催ができなくて、1回だけになってしまったんですけども、それ以外の時には、大体年間4回ほどは開かれている状況がございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	去年はできてなかったという話ですけども、やっぱり定期的に開催をしてですね、文化財保護に向けて確認をしあって、そして進めていただきたいというふうに思うところです。 メンバーも少し足りないんじゃないかという話も聞いたことがありますが、今きちんと揃っていますか。
議 長	教育課長
教育課長	文化財専門委員会につきましては、定めの中に5人以下というところになっておりますが、今4人の文化財専門委員の方をお願いをしているところでございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	定期的にきちんとお願いをしたいと思います。 それからですね、今、村のほうで把握している分もありますが、個人の家で祀っている石仏とか、あるいは各種文献なども各家にまだまだあります。その中には民俗資料として貴重なものもあるように思われますし、教育委員会のほうではですね、きちんと把握して、文化財一覧に載せてあったりとか、あるいは載せてないものもあるんじゃないかというふうに思われるんですけども。 私が危惧しているのは、そういう家で保管している資料等々がですね、空き家になってきているのが現実にありますね。そういう中で、十分に管理ができてないところもあるんじゃないかと思います。個人の家で放置してある文化財等々についてはですね、今後どのように教育委員会としては取り組むのか、お聞かせください。
議 長	教育課長
教育課長	議員さんおっしゃいますとおりに、村で把握していない個人のお家にある、敷地内にある文化財というのは多数あるというふうにお聞きしております。この空き家などが増えていく中で、今後どのようにそれを管理していくのかということが課題であります。また、教育課の中で話す範囲では、やはり大変重要なことだとは思っています。後世に伝えていかなくてはならない、十分に保存活用していくべきものが、その中にはたくさんあると考えますが、現状ですべてそれを、例えば調査に一斉にかけて、それを対応していくということは、やはり今すぐは難しいと思っております。 ただし今の状況としましては、所有者の方からですね、保護についてのご相談やお申し出があった場合につきましては、九州歴史資料館の方などをはじめ、先ほど申しました歴史愛好会の皆様と専門機関のご助言をいただきながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	ぜひですね、愛好会の皆さん、あるいは文化財専門委員さんたちに活躍いただいてですね、村にあるそういったものをきちんと把握して、村の文化財にしてでもですね、

	保存すべきものは保存していく方向で動かないと、そういう詳しい方がもういなくなってしまうたら何にもなりませんので、ぜひ、進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。 それから、整理・保管は大事なことですけれども、これをやっぱり計画的に行うと同時に、ただ、保管しておけばいいというものではないですよね。役行者のように、小石原地区のある方たちはよく知っているけども、宝珠山地区の方たちは知らない人が多かったということも踏まえた時にですね、やっぱり村の人たちにぜひ紹介したいというような、すべきものは、何らかの形で紹介をし、展示したりしてですね、公開することも必要ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	議員さんおっしゃいますとおりに、貴重なですね、句碑でありますとか、県もそうなんですけれども、村の全体の文化財につきまして、保管をしているだけでは、それがきちんと伝わっていかないということもございますので、そういった機会をですね、作ることを今後検討しなければいけないと考えているところです。 そのきちんと展示する場所という点につきましては、今すぐに、ここにこうするという方針の決定は、まだできかねますが、どういった形が良いのかということ、方向性を探りながら適切な方法を考えていきたいと思っているところでございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	いぶき館もありますのでね、そういったいろんなところを活用しながら、ぜひ、お願いをしたいと思います。 次に、村の観光を重要視するなら、このような文化的な財産も必要ですけどね、このことに関わって観光サインについて伺います。 このサインは観光プロジェクトの一環で、観光客のほうに向けての観光ルートや史跡などの説明するものとしてですね、今回宝珠山地区に設置されたものと私は受け取っておるんですが、これは誰が、この内容ですね、説明板等々、誰がどのような形で調べたのか教えてください。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	昨年度からですね、観光サイン計画のほうを作成したものについてですね、看板の整備のほうをするというところで、整備のほうを始めさせていただきました。 こちらにつきましては、一昨年ですか、そのサイン計画を作った時にですね、委託した業者さん、こちらの方がまず全体ですね、村内を回って、一つ一つ看板のほうを調査をして、内容とか場所等ですね、そういったものを調査し、計画のほうにまとめさせていただいたものです。 昨年度ですね、作りましたサイン、こちらにつきましてはですね、また計画のほうを策定していただきました業者さんと一緒にですね、中身のほうを委託しまして、看板の制作をお願いしたというところで、文化的なところというものもございまして、そういったところにつきましてはですね、教育課と一緒に中身のほうの確認等をしてですね、作成をしていきました。というような経緯で作成をさせていただいたところになります。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	先日行われた宝珠山駅の内覧会の中で、こういうリーフレットがあったので貰ってきたんですけど、これにはめがね橋めぐりダウンヒルコース、歴史と磨崖仏の道コース、それから窯元めぐりと行者杉の森コース、この3つのコースが書かれておりました。 路上に置いてあるサインにもですね、祈りと磨崖仏の道やメインコースと書いてあるものもあったんですけども、これは外部から来た人に分かりやすくということ

	の道案内だろうと私は考えたんですが、これを設置した目的を再度、村のほうの目的を教えてください。
議 長	村長
村 長	目的と申しますか、これについては、日田彦振興事業の中で、先ほど課長申しましたが、観光サインを全面的に見直すということで、東峰村観光サイン整備基本計画という計画を作成いたしました。 その中でアクティビティの一つとして、やっぱり自転車、サイクルツーリズムで回れるような提案がその計画の中にございまして、その中の一つのルート案としてですね、先ほど議員さんが持たれてた地図については、その計画の中で提案がされたものであります。 それを具現化するプロセスにおいて、今、宝珠山の沿線地区ですね、沿線周辺の、メインルートというのは自転車にとってのメインルートですので、意外となんで国道がメインルートじゃないのっていうイメージも持たれるかもしれないんですけど、自転車でいろんな村の宝を巡ろうということで、それがメインルート。 あと、それから逸れる分がサブルートやったですかね、そういう形で設定をしたというところで、やっぱり村に来ていただける方と村の方もそうですけど、が計画的に巡回が回れるようなですね、仕掛けづくりをするために、この誘導のサインは設置をしているという経緯がございまして。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	そのような計画を、否定をするつもりはないんですけども、このリーフレットを見るかぎりですね、見学場所が点々としているので、何らかの形で歩くよりも、それは自転車がかったほうが良いと思うんですけども、この範囲であれば車でも行けるんですね。わざわざ自転車じゃなくても車のほうが早いんです。それから、現在でも歩いて散策している方もおられます。 さらに言えばですね、東峰村の道路は、もう国道と県道、そして脇道がずっとこう猿喰のあそこ県道になるんでしょうか、村道でしょうか、猿喰のほう。それから中原のほうもですね、一部は別に道がありますけれども、単純なコースなんですよ。 だから、こういうリーフレットがあれば、わざわざああいいう道しるべを何基も据えなくてもね、こういうものがあれば回れるんじゃないかというふうに私は思ったんですけども、村としてはどのように考えていますか。 また、このコース作る時に、この自転車の利用者と言いますかね、どれぐらいの方が回るとお考えのうえで作られているんでしょうか。
議 長	村長
村 長	考え方はそれぞれございます。村としてはやっぱり、県もサイクルツーリズム、自転車での振興を取り組んでおりまして、それに基づいて昨年、今年も9月からですけど、シェアサイクルの実証事業を行っております。そういった部分があって、自転車とテーマ的に絡めているというのはございます。確かに。 実際に車で移動する、それはもう来られる方の自由です。これ一つがBRTの沿線振興、いわゆるBRTに乗っていただいて、村の中をどう過ごしていただくかという中で、自転車で動く。それについては県の九州マース事業の中にどうにか溶け込ませたいということで、一緒に県と行っているという部分がありますので、もうどういう利用もあると思っています。 ただ、やっぱりランドマークというか目印が、地図だけでは分かりにくいという部分もございますので、これについては、看板については、設置したことについては、お褒めの言葉も、見やすいとかですね。 ただ、道のほうに置いているんで、車だったら見過ごしてしまうかもしれませんけ

	ど、そういった観点からですね、今のところそういった看板を沿線沿いに置いているというところでございます。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	村においてあるサインをずっと見て回りました。コンクリートブロックでですね、というかな、あれに刺しただけのもの、あるいはきちっと固定させている説明板等々ありましたけれども、説明会の時にもちょっと、同僚議員からも質問として出ておりましたけどね、これ500万もかけてしてたということですね、それだけやっぱなかったんだらうかと。 ブロックに立てている分、あるところではもう倒れているところがありましたし、通行の邪魔にならないように置いていると思うんですが、やっぱりちょっと気になるところもありました。そこ辺り、村長どのようにお考えでしょうか。
議 長	村長
村 長	固定については、一旦スケジュール的な面がございましたので、これが本設か仮設、このままという可能性もゼロではないんですけども、本設きっちり穴ほがしてすると、構造上の分とか境の部分、道路敷きで、村の土地であればいいんですけど、一応今、県のほうにお願い、一応お許しをいただいて置いているというところがありますので、実際固定するといろんな道路の法律の関係とかも出てくるというところは、実際にあるというふうに思っております。というか、そういうふうに伺っております。 もう一つあるのが、説明看板については、元々宝珠山地区にあった歴史看板をですね、そのままイメージチェンジという作り直しですかね、という形で作らせていただいている。そっちの分はしっかり当時から固定しておりましたので、そういう形の看板ということで、今の村としては行っているところでございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	宝珠山地区に32カ所設置しているということでしたけどね、500万の内訳については、また決算委員会の時に質問したいと思います。 説明板を見てみるとですね、大字福井にあるものが、説明板の中には大字宝珠山、そしてカッコして福井と書いていました。これは明らかに間違いではないかと、私は思ったんですが、やっぱり大字福井にあるところは大字福井としておかないと、間違っって把握する人がいるんじゃないかというふうに思います。 文書の中にですね、色々間違い等々もあったような、ここまでせんでいいんじゃないかというようなこともあったんですが、この最終的チェック、文章の最終チェックはどなたがされたんでしょうか。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちら昨年度ですね、看板を作る中でですね、元の文章等々、それから、そのものの歴史的文章、そこら辺を使いまして、まず原本というか、を作成して、一旦歴史的なものについてはですね、教育委員会ともども共有をさせていただいてですね、文言等の修正等をしていったというような流れではございます。 最終的に担当課のほうでですね、施工のほうをさせていただいたということではございますが、先ほどですね、議員さんおっしゃられたようにですね、一部の看板においてですね、ちょっと明らかに文言的に問題がある。問題があるというか、ちょっとこちらの認識と事業者との認識との違いがあるようなところもございました。 この辺のところについてはですね、こちらとのやり取りがうまく行かなかったということで、大変申し訳ないなというふうには思っておりますけれども、これにつきまして、看板整備の発注等々に時間等が要したりですね、確認等に十分な時間が取れなかったという、ちょっとこちらのまずい部分もあったのは事実でございます。

	ただ、村で把握できました表記につきましてはですね、昨年度の委託業者におきまして、既に修正等はさせていただいたというところにはなっておるところでございます。このことにつきましては反省を生かしまして、今年度の作成しますサインにつきましてはですね、確認等をしっかりしてですね、そういったことがないように整備のほうをさせていただきたいなというふうに、今後は考えているところでございます。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	今、修正をしているというようなことを言われましたよね。 ということは、大字宝珠山を大字福井に変えるものを作っているということでしょうか。ちょっと確認します。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	修正と言いますのはですね、看板自体を作り変えるということではございませんで、こちらで明らかにおかしいなというところにつきまして、上からですね、別版と言いますか、シールみたいなものですね、こちらを作成しまして、貼り付けて修正のほうを行った、そういった作業を行ったということでございます。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	このサイン計画が出た、以前の議会が何かの時に、私は環境を壊さないような看板設置をお願いしますというようなことも言うておりましたけれども、そういったことも含めて、今後取り組んでいただければというふうに思っております。 それから、村の歴史をよそから来られた方たちにお知らせしたいということであればですね、たぶんコンサルも宝珠山村史やら小石原村史で調べているんだろうと思いますが、まだまだ村の人間としては、この辺りも教えたいなとか知ってほしいなというところもありますね。 例えば、「烏岳城」や「伊王寺」、この伊王寺の「い」も医者「医」なのか、この伊藤の「伊」なのかね、「い」についても問題があるんですけども、そういう説明がきちんと説明されておりましたけれども。 例えば、村長の地元であるところの「馬場」とかね、そういったところの地名のいわれとかもやっぱりあるんですね。 それから、岩屋には「ガラン様」、栗松にもあるようですが、「ガラン様」の意味とかね、そういったものも私たちとしてはお知らせしたいなと思うところはあるんですが、そういったものも紹介することが大事だというふうに思いますが、今後そういうことも含めて、村の歴史に詳しい方に相談をしてほしいという気持ちもあるんですが、そこはいかがですか。
議 長	村 長
村 長	歴史を伝える言葉の意味、大事なことだと思っております。 ただ、先ほど看板だらけになるのはどうなのかとか、ＩＣＴ、デジタルを使った方法もあるんじゃないかとか、方策はですね、検討すべきだと思っております。 「ガラン様」の由来、元々村にいる方はですね、知っていると思いますけど、岩屋神社の神領の境に、要するに結界みたいな形で置いていたという話ですね。 そういったのも子どもたちとか若い方は知らないという方が多いと思いますので、そういった部分もやっぱり、ちょっと教育委員会の内容はですね、教育委員会の管轄になるかもしれませんが、やっぱりそういった委員会とかでもですね、そういう洗い出しという、それをどう残していくかという検討は、必要だというふうに思っております。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	日田彦基金とか活性化のためのね、プロジェクトで取り組んでいるのはよく分かる

	んですけれども、村をやっぱり広く周りの方たちに知らせたいという思いもあるのであれば、やっぱりできるだけ歴史的な大事なものもね、洗い出して、きちんと伝えるべきものは伝えてほしいなという気持ちもしております。 それから、サイン計画を改めて見させていただきましたが、令和8年度に第2の計画があるようですが、福井神社の説明板がですね、もう古くて、これを真っ先に替えないといけないんじゃないかと、私は思うぐらいあったんですが。 第2弾で、この福井神社の説明板は作るのでしょうか。その他にどんなところを作る予定があるのか、お聞かせください。
議 長	村長
村 長	第2弾というか、今年度事業で取り組んでいるのが、一応形式上第2弾になるところです。小石原と鼓地区ですね、計画上の表記とあっているかどうかというのは、ちょっと自分の記憶違いであつたら申し訳ございません。 あと宝珠山の残りの部分を、それを第2弾というか第3弾、どっちかなと思っておりますが、その部分を行うという形にしております。 一応計画上の年限は確か書いておりました。今回まで基金事業として行っておりますけど、それで一応基金の財源が、そのサイン事業については終わりますので、その整備にあたってしっかり、もう単費というわけにはいきませんので、財源を確保して、実現に向けて、やっぱり間がポンと空くと困りますので、できるだけ速やかにその旧宝珠山の残りの部分を取り掛かれるように準備をしたいというふうに思っております。 今年度は小石原と鼓地区のサインの整備をするということでございます。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	福井神社の説明板はですね、貴重なものですので、優先をさせていただきたいと思えます。 それからですね、これまで旧宝珠山時代の、小石原もですが、それぞれ地学探検コースや散策コース、そういったものを計画しておりましたので、この3駅周辺の日田彦基金による活性化事業だけでなく、村全体のコースを整備することが、やっぱり必要ではないかと思いますが、今後そういう計画はありましょか。
議 長	村長
村 長	観光サイン整備基本計画の中ではいくつか例示がされている、今、お持ちの分でございますけど、そういった形で散策、巡回、言い方としてはいろんな言い方があると思いますが、しているところでございます。 地学探検コースというのは、もう十数年前に教育委員会で作られた。ただ、あそこはすごい林道の奥まで行くようになってましたので、これについてはお知らせして、興味があるというか、行きたい方に行ってもらう。 ただ、それが皆様に分かるように、確か整理されてない、発信がされてないというふうに思っております。看板も確か1カ所だけだったかな。と思っておりますので、そういった部分と、また村全体の散策コースがどれぐらいのエリアで、どういうテーマであるかという部分については、ちょっと今回の分にはですね、自転車という形でテーマを絞っておりましたので、また、今後の村時間の過ごし方と私が言ってる部分のですね、一つのテーマにはなると思っておりますので。 ただ、今回の事業として村全体、小石原は皿山コースとか作っておりますけど、村全体という部分については、今のところ具体的な計画は挙がっておりません。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員

3 番	予算の関係もあるのでですね、あれもこれもというのは難しいかもしれませんが、その事業一つ一つしか見ないような村の活性化対策ではちょっと寂しい気がします。村全体を考えた中のその事業ということで、しっかり集中していただければと思います。 今年度は、先ほど村長も言われましたように、小石原地区の道の駅を中心に149カ所にサインを設置するというふうに聞いておりますが、このリーフレットを見ると、道の駅を中心にですね、皿山から行者杉、松尾城辺りの地図になっております。 ポイントが飛び飛びになっているんですけどもね、この道の駅から皿山に行く途中、グラウンド横に窯の跡がありますね、昔から整備されておりました。あそこは陶板の説明板までありますけれども、ここの紹介が全くここには載っていません。 どうするのかなと、私は思ってたんですが、どの程度のというか、どのくらいの範囲で実施予定なのか。ここに載せている部分だけなのか、教えてください。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	たぶん今、議員さんお手元に持たれている分というのは、基本的には自転車で周遊するコースマップというところだというふうに、自分としては思っておるところで、実際に看板の整備をする範囲図がそこというわけではございません。 今回するのが大字小石原、大字小石原鼓の、今現在ある看板ですね、こちらのほうの分、全体について整備を行うというところで、整備のほうにつきましてもですね、以前どこかで言ったかもしれませんが、既存で使えるようなもの、洗浄とかして使えるようなものであれば、そういった部分で使う。 また、少し破損等をして、修復して使えるようなものであれば修理、若干の立て替えとかですね、そういったものをして使っていく。 また、全くやり替える分については、新しいサイクリングコースとか、そういったところの分については、新設とかいうところもあるかとは思いますが。既に使ってなくて撤去、こういったところの観点で整備のほうを行うというところにしておりますので、今、議員さん言われたところの、全く新しく説明板を作るというところがですね、ちょっと今、現在手元のところで、そこまでの細かいリストというか、そういった資料を持っておりませんので、もう一度確認してですね、そこら辺は検討させていただければというふうには思っております。 ただ、基本的にないところの分で、新たに今のところ作るというようなところはなかったかというふうには思っておりますので、いずれにしても確認等をして検討させていただきたいというふうには思っております。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	ぜひですね、コンサル任せにしないで、担当課長はもちろんですけれども、しっかり一緒に回りながら、そして小石原村史とにらめっこしながらですね、意義あるものをぜひ作っていただきたいなと思います。 それに併せてですね、観光地の説明など、先ほど村長もアプリとかいうようなことも言われましたけれども、そういったところの案内とかコースなどの紹介をですね、例えばアプリとか、あるいは観光地の説明とか、そういったものについては最近QRコードで説明できる部分というのはかなり多くなっていますが、村としてはこういうことは考えていませんか、考えていますか。
議 長	村長
村 長	看板からいろんな情報を習得できるQRコード、なんで付いてないのと逆に言うと、すみません、自分が聞いたところとか、元々そういうのをすべきという話の中で、今回看板、サインができた時に付いてなかったんで、一応シールというか、で可能だと思いますので、付けるようにという指示はしたところでございます。

	当然そういったページにリンクした時に、当然最新の情報が得られる、当たり前のこと。ここまでが出来上がって初めてQRコードが生きてきますので、ここの部分もしっかり踏まえた中で進めるようにという話は、先日のご質問いただいた時に、逆にやってなかったんだというふうに、すみません、気が付いたというか、ありがたいお話をいただいたというふうに思っております。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	村がデジタル化を進めるのであればですね、今、村長も言われたように、しっかりデジタル化できるところはどんどんしていけばですね、もう本当にこういう簡単なものでもいいんですね。お金もあまり高く使う必要もないし、より効率的にできると思いますので、そういったところは今後行っていただきたいと思います。 先日の説明会の時に、同僚議員もちょっと言っておられましたけれども、先日自治会館に行った時にですね、東峰スタイル、それから、東峰村というこういう冊子ですね。それから、40以上の窯が集う陶芸の里東峰村という、こういう1枚の資料があったので貰ってきたんですけども、これ、どれも古いんですね。 6年度に東峰スタイルのこの一部を90万円かけて改定したというふうに報告が載ってございましたけれども、これ、私が貰ってきたのは新しくしたのかどうか、ちょっと分かりませんが、早急にこれ、替える必要があるんじゃないかと思いますけれども、東峰スタイル、6年度に差し替えて、すぐに入れ替えはされたんでしょうか。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	先日、自治会館に行った時にですね、パンフレットが古い、そういったお声をですね、こちらのほうにも議員さんからいただいたところです。 こちらとしても、基本的には施設からですね、なくなったから補充してくださいというふうな依頼を受けて、今まではですね、置いてきたというような流れではございました。 ただ、ここ数年ですね、そういったところがなかったというところで、こちらとしてもですね、現状のほうをお声をいただいて知ったというところがございますので、担当者のほうにはですね、すぐに入れ替えるようにというような指示のほうはさせていただいてはいるところです。 すみません、まだ入れ替える途中というところで、ご了解をいただきたいと思いますが、ただ、まだ他の施設等もですね、似たようなところが、まだ多々あるというふうには考えております。 全体ですね、実際どこに置いたかというのが、こちらのほうで把握はできておりませんので、その辺のところも確認をさせていただきながらですね、古いところの分は入れ替えを行っていきたい、今後そういったふうに進めていきたいというふうに考えているところではございます。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	こういう資料はですね、公的な場所が多いんでしょうけれども、どこに置いたかを失念しているようではちょっと困りますね。やっぱりどこにいくつ入れたと、いうような記録をきちんと取りながら、やっぱり確認していかないと。よそから来られる人たちはこういったものを見てですね、やっぱり楽しみにして来る方もおいでになりますのでね。 じゃあ、昼食はここで食べようとかいうて予定しとったら、そこは閉まってたというようなことがあったら、もうマイナスですね。そういうことにならないように早急に見直しをして、作り替えて、いろんな施設に置いていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。 最後に、村の道路について伺います。

	以前、杷木宝珠山線である大山林道ですが、この拡張を整備する計画がかなり前ありました。杷木からの道はきれいに整備されているわけですが、宝珠山側がですね、古城原で止まっております。 平成29年度の災害でかなり被害に遭いましたけれども、もう復旧もされてですね、通れるようになっているんですが、ほとんど使っているという話は聞いておりません。もうでこぼこで道が狭いしですね、なかなか通るのに大変だということだろうと思いますが、これ、きちんと整備されたら宝珠山地区の人たちにとっては、杷木のほうに出て行くのに非常に便利で、大切な道になるんですね。あの計画がいつ無くなったのか、これまでなんで進まなかったのか、また、村としては今後どのようにしていこうと考えているのか、そういったことについてお聞きします。
議長	村長
村長	議員さんおっしゃられた路線については、杷木宝珠山線ですね、大山林道と申しますか、村道になっておるところでございます。 この路線については、平成8年から平成9年にかけての、ちょっとやり取りの事績はございました。その中で、その2年間で杷木側が約2,000mの大山の集落までの改良はされたというところでございます。 その後の経過についてが、ちょっと当時の経緯が私も詳しく分からないところもございます。県のほうに照会もかけておりますけど、ちょっとまだ県のほうでも確認が取れてないというところではあります。 どういう形で今、古城原の下集落までは拡幅がされております。それから上の分については、確か現道のまま舗装をしたというふうに伺っております。それが、もうそこで一旦の、なんですかね、そこで終わりという確認だったのか、一旦危ないから、そこを舗装しましょうとやってもらったのか、県のほうに、県というか。 そういった流れが、ちょっと自分たちのほうも今、把握ができておりませんので、確認中ということですので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。 路線としては、元々あそこが観光農園構想とか道の駅とか企業誘致とか、いろんなことでそういう要望を出した中で、県の代行という形で確か進んだ、決まったというところはですね、もう平成8年ぐらいになりますけど、そういった流れであつたろうと思いますが、その後のやり取りが、ちょっと今のところ分かっておりませんので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。以上です。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	こんな大切なものがいつの間にか分からなくなったということではですね、村民としてはちょっと残念な思いもありますけれども、ぜひ調べていただきたいと思います。 噂ではトンネルを掘るとかいうようなこともですね、案としてあったというようなことも聞いたことがありますけれども、そういったことも含めて、ぜひお願いをいたします。 それから、村の幹線道路は国道500号、それから211号、それから八女香春線の県道だというふうに思うんですけれども、災害のたびに道が塞がれて、村民の方たちは非常に困っているわけですね。前回の議会でも同僚議員が質問をしておられたんですが。 確かに東峰村はいろんなところで、山あいの村ですので工事がしにくいというようなですね、難点は確かにあるんですけれども。これまでのようにちょっとした災害で、土砂崩れが起きて道が塞がれたら、もう身動きが取れないというような地形に変わりはないんですね。

	そういった意味でも、代わりになる道路なりがやっぱり必要じゃないかと思えます。今後村としてですね、この道路整備はどのように考えているのか、全体的でも結構ですので教えてください。
議 長	村長
村 長	道路は命を繋ぐ、当然生活道でもあり産業道路でもある。もうこれは期成会等で行っている中でも、基本中の基本で要望を行っているところであります。 国道・県道につきましては、うちは直轄がありませんので、基本的には県が管理、維持、整備をするというところで、県と、財源は当然国の財源でございますので、九州地方整備局に道路整備、一つあるのが災害時の復旧、これは、実際には過去の災害の時1カ月、2カ月ずっと通れないとかですね、あったんですけど。最近の頻発化の影響もあると思うんですけど、国土事務所等が非常に素早く動いていただいて、数日で通行できるようになるとか、そういった部分については、道路としての機能を維持するという部分については、非常に良くなっているのかなというふうに思っております。 ただ、ダブルアクセスとかですね、迂回路とかいう言い方もしますが、そういった部分については、どういう形で要望を出していくかという部分について、今地元から国会議員さんも出ておりますので、そういった中でお話はさせていただいております。 ただ、正式な場所としては、やはりそういう期成会等の場で、やっぱり要望事項として織り込んでいく、これを地道にやっていくしかないのかなというふうに思っております。 迂回路としての村道についても、当然検討はさせていただくんですけど、やっぱり村の財源と効果の中で今のところ、今、紙屋延田線を行っておりますが、順次検討をし、必要に応じて整備をしていくという形になっていくというふうに思っております。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	その都度都度ではですね、行き当たりばったりになってしまう可能性もありますので、まず村として、どういうところに道があればいいのかですね、幹線道路とどう繋げながらという、やっぱり全体的な計画が必要ではないかと思えます。 それを持って県や国に相談をするというようなことも、あってしかるべきだと私は思うんですが、村長いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	全体というのは、村道、国道、県道、すべてのアクセスができてるか、いいのか、良くないのか、滞っているのか、そういった部分を洗い出したうえで、どういう形で整備したほうがいいのかという部分を、するというご理解でよろしいんですかね。 そういった部分については、いろんな過疎計画等を作るプロセスにおいて、状況についてはですね、確認はしているところです。 ただ、道路の強靱化を含めて、道路に関して村の網図に基づいた整備の必要性等の計画というのは、これまでも確かできてなかったというふうに思います。ものすごい労力になると思いますけど、やっぱりそういった観点はですね、必要だと思っております。 ちょっと今のところそういう具体的な計画というのは、なかったというふうに思っております。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	村として、なんて言うの、自分たちでやっていくということが前提にあるなら、まず、自分たちで計画を立てるべきだと思いますし、道路期成会でしたっけ、こういう

	団体とも相談をしながら、やっていくべきだろうというふうに思います。 昨年、朝倉の地元から国会議員が生まれました。この方は道路関係でも力を発揮できる方だと、皆さんもご存じだろうと思いますが、思いますので、ぜひ、この機会に積極的に働きかけていただいて、一日も早く道路の整備が、実現すべきではないかと思っています。 改めて言いますが、担当課も含めて村が一緒になってですね、どういう道をつくったがいかというところの計画を早々に立てて、やっぱり相談をしていくことが大事だろうと思っています。そういったことを祈念しながら、私の質問は終わります。ありがとうございました。
休 憩	
議 長	答弁はいりませんね。それでは、佐々木議員の質問を終わりたいと思います。 14時5分まで休憩します。 (13時54分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (14時05分)
議 長	4番 高倉美紀恵議員の質問を認めます。 4番 高倉美紀恵議員
4 番	質問の前に資料を配布したいのでよろしいでしょうか。
議 長	事前に確認しておりますので、配布のほうをお願いします。 (資料配布)
4 番	ありがとうございます。 それでは、質問させていただきます。私は、2つの質問をいたします。 まず、病児保育についてです。 東峰村には小石原保育園と美星保育所が存在し、子育てを支援していただいております。子どもが病気になると保育の必要性が発生し、保護者のどちらかが休暇を取り、保育をすることになります。祖父母や他に保育を担ってくれる人がいれば、子どもの状況にあわせてシフトを組むことができると思いますが、やはり両親のどちらかが保育をすることになると思います。 今年の3月の広報で、住民福祉課からのお知らせで、病児保育事業の無償化、広域化について案内があり、東峰村に在住する方は北筑後エリア、筑紫・朝倉エリアで病児保育の利用ができるようになっていて案内がありました。 しかし、その施設はQRコードで見ても非常に遠い、とても預けられるような状況にはありません。まして、また、育児休暇を終えた保護者が仕事に復帰しても、子どもが病気になり、そして休むことになるので、とても仕事にならないとかいうお話もよく聞きます。 これはやっぱり、お家でほぼ1歳ぐらいまで見てて、免疫性も低い子どもですので、大体3歳児ぐらいまでにはすぐ感染症を起こしたりして、どの保護者も大変苦労してらっしゃると思います。 それぞれのご家庭で話し合い、工夫を重ねて、子どもの保育について考えていると思いますが、東峰村総合計画基本目標1に「こどもが真ん中 誰もが生涯輝く村づくり」、施策の柱1に「子ども・子育て支援の充実 子育て支援体制の充実 現状と課題に」と書かれ、「子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事と保育との両立に悩むことなく、子どもと向き合える環境づくりが求められており、今後一層公的サービスとして、子育て支援体制の充実を図る必要があります。」と総合計画の中に書いてあります。

	まして今、移住・定住を促進している東峰村で、子育てに必要な病児保育事業を診療所等でできないかをお伺いいたします。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	病児保育につきましては、乳児とか幼児、または小学校に就学している児童であって、病気回復期にある子どもを病院それから診療所、保育所等に併設された専用の施設で預かるもので、東峰村では病児保育施設を設置しておりません。 そのため周辺市町村の病児保育施設を利用できるように、市町村間で広域協定を締結しております。先ほど議員が言われました北筑後、筑紫・朝倉地域となります。 近隣では朝倉市北野小児科さんとか久留米市田主丸町のほうではですね、田主丸中央病院さんなどの施設を利用することができ、1日当たりの利用料、児童1人につき2千円を上限に、福岡県がですね、補助を行っているところでございます。 仮に診療所で病児保育を行う場合は、こども家庭庁が定めました病児保育事業実施要綱に定められた次の基準等を満たす必要がございます。 まず、保育室及び児童の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室を有すること、調理室を有すること、事故防止及び衛生面に配慮されていることなどが条件にございます。 また、次に、病児の看護を担当する看護師、及び病児が安心して過ごせる環境を整えるため保育士を1名以上、常勤で設置することが求められております。 病児保育の必要性はですね、十分に理解をしているところでございますが、県内において22市町村が病児保育施設を設置していない状況を鑑みますと、やっぱり施設の整備や人材の確保など、財政的な事情によるものが大きいと推察してございます。 担当課としましてはですね、今現在、保健・医療・福祉審議会においては、村立診療所の方向性について検討いただいております。 また、保育所審議委員会では、今後の保育のあり方について審議をいただいておりますので、病児保育事業についても両会議でのご意見を踏まえながらですね、村内での病児保育ができるかどうかということについては、検討させていただきたいというふうに考えております。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	非常に前向きのご返答ありがとうございました。 私が今、資料をお配りしていますのは、厚生労働省雇用均等児童家庭局長から「病児保育事業の実施について」というので、出されたものをまとめているところの資料です。これは、平成27年4月1日から適用することを通知するというふうに書いてありました。 ここから見た時に私も、この病児保育事業の実施累計について、資料ご覧ください。病児対応型、病後児対応型が一番適しているのではないかなというふうに見まして、体調不良児対応型と非施設型はちょっと東峰村には合わないかなと思いました。 この事業内容の中に、地域の病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業と書かれています。 実施条件の中に、看護師等が利用児童を概ね10名につき1名、保育士は利用児童概ね3人につき1人ということを書いてありまして、その設置基準の中に病院、診療所、保育所、課長が先ほど言われましたとおりで、保育所等に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設等と書いてありました。 今、考えてみますのに、小石原診療所を見た時に、あそこは上のほうが、2階が住居になっておりましたので、十分にお部屋の数もあると思いますし、看護師さんも2人いらっしゃいますし、受付も1人いらっしゃるの、患者数が増えたとしても、看護師さんの数としては確保できるかなというふうに思っております。

	実施団体も市町村というふうに書かれてて、一番病児・病後児対応型に適するので、ぜひ検討を、先ほどの課長の話では、少しそこに、話題にはなるような感じでしたので、なんか少し希望も湧いてきましたけども、やっぱり子どもを持ってお仕事をされているお母さん、私は以前勤務している時に、まだ婦長になりたての頃に、やはり子どもが病気をして、看護師さんが休ませてくださいというふうに言われた時に、私も30前半でしたので全然余裕がなくて、なぜならシフトを組み替えなければいけないもんですからね、休まれるという時。夜勤も入ってるし、そういう場合の時に、困ったなと思う気持ちのほうが先走りましてね、それでご主人と交代、その当時はまだ母親が保育をするということが主になっておりましたので、ほとんどお母さん、看護師さんで男性の看護師さんはおりませんでした、当時は。今から40年ぐらい前。 だから、つい私の感情、今のような気持であれば、たぶん大きな気持ちでオッケーと言えたかもしれないんですけど、やっぱり当時は余裕がなくて、そのシフトのやり繰りをどうしようということのほうが先に走りましてね、大変失敗したことを今思い出します。 当時、そうやってしまった母親は、どんな思いで子どもを抱えていたのかなと思うと、非常に気の毒なことだと思いますもんですから、今働いて子どもを育児してらっしゃるのに、もう子どものために休むと休暇もなくなってしまうとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、今すぐ開始するということは非常に難しいとは思いますが、できるだけある施設を、ある人材を利用して、1人でも2人でも病児保育、子どもが、なんですかね、急性期はこれはもう無理だと思います。ですけど、感染症の最後のあたりとか、そこいら辺になったときに見て、預かってやれるような保育施設ができないものかなというふうなことを思いますが、先ほど課長の、何回も言いますが、前向きの意見でしたが、もう一度そこいら辺のお返事いただけますか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	確かに議員さん言われるようにですね、働く保護者の方の環境というのは色々あると思いますので、まずはですね、保育所の保護者の方に聞き取りを行うとか、そういったことも大事ではなかろうかと思っておりますので、そういったところから始めまして、また、小石原の診療所、確かに2階が空いているよというご指摘でございますけれども、保健・医療・福祉審議会のほうではですね、まだそこにするかどうかというのも決まってないということもありますので、色々と審議会のほうにもですね、保護者の皆様のご意見を踏まえた形で提案をさせていただいて、病児保育については、十分にですね、検討してまいりたいと思います。
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	参考までにですが、先だってAPUの学生さんが報告会の中で、非常に素晴らしいパンフレットと言いますか、そういうものを作られて、私、東峰村の子育ては、補助金とか、そういうものについては、どこにも負けないぐらいのものを持っているといます。 ここに書いてある0歳から18歳までにどんなことがサポートされてますよという中に、ここに病児保育というのが入れば、移住してくる、定住しようとしている、補助金とかは頂けることで非常に助かると思いますけども、病気をしてしまった時というのは、もう今困ってしまうわけじゃないですか。だから、そこいら辺で病児保育とかがありますよとなると、移住の人も子育て世代の人たちが増えてくれば、学校も複式とか考えなくてもよくなるんじゃないかなとか、いろんな、1つの困りごとを解決してやると大きな、それこそ子どもが真ん中の、子どもが真ん中になるためには、やっぱり保護者が笑顔じゃないと、これは、子どもは真ん中にはならないと思うんですね。

	子どもが病気しました。親が明日どうしようって、お父さんとお母さんが悩んでたら、子どもはますます不安になると思うけど、明日はここに預かってもらえるよと言えるような、そんな施設があったとしたら、みんな笑顔で、安心して東峰村に住めるんじゃないかなという思いがありますので、どうぞ、今日は比較的課長からいいお返事をいただいたような気がしますので、どうか前向きにご検討ください。よろしくお願ひいたします。
議 長	村長
村 長	ありがとうございます。 自分が出した総合計画でございます。実現のための一つの大きなアイデアと申しますか、当然よそではですね、行っている。 現実的に見て、甘木の施設も利用率としては、やっぱりかなり低いのは低いんですけど、あることの安心感、それが今ある施設で、今ある人で、どれぐらいのイニシャルというか整備費がかかるかはですね、今後の検討にはなりますが、そういった部分も踏まえて、審議会のほうでしっかり俎上に上げさせていただいてですね、検討という返事しか今のところできませんけど、させていただきたいと思っております。ありがとうございます。
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	ありがとうございます。大変心強く思います。 それでは、次の質問に移らせていただきます。 次は、子どもの居場所づくりについてです。 現在、東峰村には、役場に併設された図書館があります。ですが、さて、落ち着いて学習する場所ではないんじゃないかなという気がいたします。 小石原庁舎につきましては、ロビーのほうも少し落ち着いた場所にあるし、人の出入りというより少し外れていると思いますし、もう1個室があつて、あそこで子どもたちが学習、何人かしているのを見たこともあります。 宝珠山庁舎には机と椅子があつて、学習している児童を見ることも何回かありますけども、とてもあそこで、隣では打ち合わせとか、そういうふうなことがあつておりますし、村民の相談を受けたりしている場所でもあります。とてもあれを学習する場所ではないような気がしてなりません。 それでこども館が、今、唯一の居場所になっているのかなと思ひまして、先だって夏休みにこども館を訪問して見ました。子どもたちが20名ぐらいいましたかね。あの部屋の中で学習している子、それから、折り紙とかしている子、外で遊んでいる子、いました。子どもたちに質問したら、もうはきはき答えてて、東峰村の子は頼もしいなと思ひました。 月曜日から金曜日までの夏休み期間中、8時30分から18時まで利用し、大体20名以上が利用して、5年生以上はいずみ館を利用しているというふうにお聞きしました。係りというか、担当の方が1人こども館にはいらっしゃいました。 また、その後子どもたちを、いずみ館に行ってみましたら、いずみ館には5年生以上かな、高学年の子どもが3名か4名勉強してました。それはいずみ館の職員が見守る、そういう感じでございました。子どもたちはそれぞれに楽しそうに過ごしておりました。 夏休みなどの長期休みの時に、保護者も安心して過ごせる子どもの居場所が必要ではないかなと考えました。 以前のお話を聞きますと、以前、今、災害対策室のところに開放して、子どもたちがあそこで学習していたということもあつたようです。過去。 それをお聞きして、なんとその当時開放的なことだったんだろうと。大きなお気持

	ちで、それもずっと係りの人がいるわけじゃなくて、時々のだくと、そのぐらいたったような感じを聞きました。 そういうことが以前あったのに、今それができなく、うん。だから、先ほどの総合計画の中でも言っている子ども中心という、子ども中心ということを考えた時には、やっぱり子どもが安心して過ごせる居場所をつくるべきではないかなと、そんなふうなことを思いますが、どうお考えになりますか、よろしくお願いします。
議 長	教育課長
教育課長	議員さんおっしゃいますとおり、こども館につきましては、現実として、特に夏休み期間中ですね、長い時間あそこの場で過ごすということで、この猛暑でもあり、今年は特にそこに中で過ごす状況が、たくさんの人数で過ごす状況があったというふうに理解しています。 やっぱり訪問していただいた時も、きっと混雑をしているような状況もあったのではないかと、とても心配していただいたと思っております。 今、あそこの場所につきまして、じゃあ、学習ができるのかと言われますと、やはり学習の場としての位置付けではないというふうに教育課のほうでは、申し訳ありませんが、捉えているところです。 じゃあ、学習はどこで、この夏休み期間中どこでやればいいのか、夏休みじゃなくても放課後とか学校にいない時に学習の場をどう確保するのかということになってきますが、やっぱりこういうことはいろんな方向性を考えながら検討すべきことではあるかとは思います。 以前、庁舎の2階ですね、学習の場として部屋を提供していたというようなことも聞いております。 ただ、その中での、以前そこに関わっていた職員の話聞いた時にですね、やっぱり子どもだけにすることには、他の職員が時々のだくとということで、多少の安全は確保できる面もあるかもしれないんですけども、逆に閉鎖された空間の中で、もし誰か大人の人が入ってきた時に、どうするのかというような、そういった心配もあり、そういうことをもう中止したと、中止しているという話も聞いております。 当面そういったことを踏まえてですね、やはり学習の場の確保ということは検討しなくてはいけないと思っておりますが、落ち着いた学習の場を確保する当面の策なんですけれども、教育課横の、おっしゃった図書館ではないんですけども、図書コーナーの場所として2つ机と椅子を設置をしております、本来あそこは図書を閲覧したりとか調べものをしていただいたり、子どもたちが学習をしたりしていただくための場所として位置づけられていると理解しているんですが、それは申し訳ありませんが、職員と役場の都合で、あそこを打ち合わせ場所ですとか、相談場所とかに一時的に使ったりしていたような経緯もありますが、そこをきちんとしたそういう場が確保するまでの間ではありますが、学習の場、図書の閲覧の場等で、皆さんがきちんと心置きなく利用していただけるような場として使っていただきたいと思います。今は学習コーナーということでご案内もしておりますし、他の課の職員の方にも、極力そういったところ、利用者がいない場合も含めて、そこはそういった位置づけだということで啓発をして、皆さんが遠慮なく使っていただけるようにしておりますので、そういったご案内をしていただけたらと思います。
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	実はですね、令和7年8月6日水曜日の西日本新聞に、宇美町に子どもの居場所オープンというのがありましてね、これは子どもたちが、居場所事業は昨年11月、町が児童や生徒たちを招いて開いた子ども会議での提案から実現しているんです。 私は、子どもたちは非常に賢く、ちゃんと言え分かりますので、この宇美

	町の子どもたちのような活発な子どもが東峰村にいてくれればいいんですけども、やっぱりこちらから子どもたちに、ここを提供します。こういうことを守ってください。それでは私、子どもたちは言われたことしか守れないと思うので、このように子ども会議とかいうのを開いて、夏休み前とか春休み前、長期の休暇の前に話をして、やっちゃいけないこととか守らなきゃいけないこととか、そういうことを子どもたちが自発的に考えて、そして子どもたちが、運営させることは難しいと思いますけども、少なくともそういうふうな子どもたちがいてくれたらなと。 そういうふうになったら、自分たちが言ったことを自分たちで守る。そうすると私、子ども信じていいと思うんです。 だから、この夏のように熱中症警戒アラートが頻繁に出されるような昨今の状況、その中でいずみ館にはお部屋もたくさんあるので、そこいら辺で月曜日を省けば、何か行事がない限りは、お部屋はどこか空いていると思うから、子どもたちにそういうことを考えさせて、自分たちが行動できる、そんな居場所づくりを、毎年毎年でもいいですので話し合いをするとか、ぜひ、そういう子どもたちが自発的に自分たちの居場所をつくれるような、そういう環境をつくっていくことが、私は、子ども中心ではなかろうかなというふうに思います。 どうか子どもたちが健やかに1日遊べる場所があれば、先ほども言いました親御さん、両親は非常に安心してお仕事もできると思うし、そんなふうなことを考えながら思っております。 何年か前に教育長さんが、家庭で守るべき何箇条とかいうのを配られてきたことがありましたよね。あの中最後のあたりに、悪いことは悪いと、そういうふうなこともちゃんと躰けましょうと。大人が変われば子どもが変わると、そういうふうに謳われていました。 だから、大人が子どもを信じて、そして、子どもを信じて、子どもが自発的に動けるような居場所づくりを、今後つくることができないかお伺いいたします。
議 長	村長
村 長	ちょっと子どもの居場所づくり、大変良いご提案と思っている部分と、もう一つが、今、地域コミュニティ協議会という仕組みづくりを行っております。 そこに高齢者と、もちろん子どもの触れ合いの場、居場所、そういった部分の機能も持てないのかなと、自分の中での今のところの考えはございます。 ただ、今ある場所で、どういう形でできるかというのを考えるのは、一つとですね、そういった将来的な部分に向けて話し合っている。その中に、それもほんと地域の中で、こういうのもあったらいいよね。どうやろうか、人が来るならば、そこでそういう場所ができるねという、これはちょっと、みんなの話の中からそういう盛り上がりが必要にはなってくるんですけど。 そういった形でのですね、考え方も一つは持っているというところで、また、この具体性については、いろんなご意見、アイデアをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	いずれにしても2つの質問は、早急にできることではないかと思っておりますけども、村長さんはじめ、課長さんはじめ、前向きの意見をいただけたような気がします。どうか村が総合計画であげている、子どもが輝くためには両親が輝かなければいけませんし、そうすると村が、みんな笑えるんじゃないかなという気がしますので、どうか今後ともさらに検討して、いい方向に向かうようお願いいたします。 これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
休 憩	

議 長	14時45分まで休憩します。 (14時36分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (14時45分)
議 長	1番 和田将幸議員の質問を認めます。 1番 和田将幸議員
1 番	私は、地域振興について、大きく1つ質問をしていきたいと思います。 東峰村では地域振興に関わるさまざまな施設があります。それぞれ利用目的を持って造られて、現在も計画中の施設も多数ありますが、住民の声の中には、村の施設の活用内容が見えにくいので、活用できているのか、ちょっと見えにくいという、そういう意見があります。 一つ一つ説明したりするのは難しいと思うんですが、住民が、利用目的が見えるような建物になってなく、ちょうど見えづらいところもあるという意見がありますので、この意見に対してどう思うか、意見をお願いします。
議 長	村長
村 長	見えづらいという表現がどの程度のものなのかが、ちょっとはつきり分かりかねるところではございますが。 それぞれいろんな振興計画に基づく施設の使用の目的、ターゲット、そういった部分については、やはり整備の計画等を作ったり、やっぱり整備に関わる活用委員会等を組織して話したりしております。 そういった中で整理をされて整備をしておりますので、その伝え方が不十分だったのかなという反省と、実際に計画で想定されてた分と、実際整備をして、利用、運営、そういった部分が少しくまいてない施設というの、一部あったかなと思っております。 ただ、今整備している分については、どうにか当初の目的を定めた部分で、走り出している部分というのはあると思っております。 現在計画中というのは日田彦の関係もございまして。駅前の賑わいづくりということで、目的はしっかりしたうえで、地域の方との協議をしながら、その回数が足りないというご指摘も、そう言われればそのとおりでございますが、そういったプロセスを持ちながらですね、造るのであれば、その地域の方に喜んでいただく、地域の方が運営できるような、そういった形の計画、目標を持って整備はさせていただいているところでございます。
議 長	1番 和田将幸議員
1 番	駅周辺整備もそうですが、村の方でよく聞かれるのが、村の施設のアクアクレタであったりほうしゅ楽舎、テレワークテラス宝珠の活用内容が、今どういうふうに使ってるのか、そういう声をよく聞きます。 現在の利用をどういうふうに活用しているかと、今後どのように活用していこうと思っているのかを伺いたしたいと思います。
議 長	村長
村 長	今、3つの施設についてのご質問があったというふうに思っております。 アクアクレタ、旧小石原小学校につきましては、皆様いきさつはご存じのとおり、事業者の破産により、今、稼働が休止している。 今年に入りまして、春先ようやく破産管財人の手を離れて、もうそれからできる限り早く募集等にかかるスケジュールを組んでたところなんですけど、ちょっと思ったより時間がかかっておりまして、この秋からですね、一応10月頭から公募という形で

	進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。 建物はもう造っております。計画も農泊推進協議会の中で確認をしておりますので、その方向性に合った事業の提案がされたところの事業主を早く決定をして、再開にこぎつけたというふうに思っているところであります。 あとについては、ふるさと推進課のほうしゅ楽舎。 ほうしゅ楽舎につきましては、当初、これも整備委員会をしっかりと作らせていただいて、当初から観光客を快適にもてなす拠点、東峰村の魅力を発信する拠点、災害発生時の避難滞在及び復旧活動の拠点、村民のコミュニケーションの機会を増やす拠点など、多様な活用内容を作った中で、計画の中で整備をしたものであります。 令和6年度の利用としては、宿泊、一時利用を含めて2,700名少々の利用がっております。 内訳がはっきりとは、被災前の旧ほうしゅ楽舎との内訳がはっきりと分かっておりませんが、被災前の旧ほうしゅ楽舎の利用者数に戻りつつあるということで、担当課のほうから報告を受けております。 また、村内の方もですね、宿泊のみならず同窓会や法事、また寄合等ご利用をいただいているというところでございます。 また、自家発電装置も有しております。防災拠点としてもですね、まだちょっと毛布とかをする時に濡れるとか、課題はあるんですが、防災拠点としてもですね、地域の拠点として利用させていただいているところであります。 テレワークテラス宝珠については、毎月利用の報告がっております。令和6年度の延べ利用人数は680名、うち施設利用者が34名、デジタル寺子屋利用者が277名、相談や機材レンタル等の利用が197名という内訳になっているという報告を受けております。 また、昨年12月、宝珠山グラウンドでキッズバイクレースというのが行われました。また、福岡でのイベント等でVR体験、ゴーグルで東峰村を旅してる体験の利用、こういったものもですね、イベントの時に行って、約80名程度、これはトータルになりますが、の利用がアットているところでございます。 テレワークテラスについては、シェアオフィス等の利用がですね、やっぱり思うように伸びてないという現実がございますので、やっぱりそういった利用をどう呼び掛けていくか、やっぱり福岡市内の企業、特に県庁もやってくださいと言っているんですけど、なかなかスケジュールが合わないのか、まだ来ていただいておりますが、そういった企業にですね、細かに呼びかけをする。それが今度の観光協会等の動きともですね、リンクしていったら、人の流れが出来上がってくるような取り組みをして、さらに活用を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。
議長	1番 和田将幸議員
1番	今、村長が言ったように、結構な数の人が利用してくれていたり、ほうしゅ楽舎に関しても地元の人とかは身近で使わせてもらったり、していることが多くて良かったと思っています。 テレワークテラスについても、なかなか関わりのある人は触れる機会があるんですけども、どうしてもちょっと離れた村民とか、村民を巻き込んで、一緒に盛り上げていくようなことがもう少し足りないのかなと。せっかく村にあるんだから、村民も巻き込んで、色々活用していけたらいいなとは思っています。 そして新たな村の施設、獣肉加工施設や岩屋駅・大行司駅・宝珠山駅周辺の振興計画はどのように活用していくのか。 本来ならばBRTの開業とか1周年、2周年合わせたり、県の事業とかと合わせて、村のものとして大きくPRできたらよかったんですけども、なかなか時期的なものと

		かが合わなかったり、アピールがうまくできてないと思うんですが、今後どのように、アピールとかも含めて活用していくのか、お伺いします。
議 長	村 長	村長
	村 長	2つの施設のご質問があったというふうに思っております。 まず、獣肉処理加工施設におきましては、もうほぼほぼ事業を始められる段階まで来ております。これについては有害鳥獣駆除対策の一環として、農作物被害防止のため捕獲したイノシシ、シカを村の新たな特産品として有効活用する目的で建設はしている。これはもう何度も述べたところでございます。 これについては、今年度より県のですね、日田彦山線沿線振興基金を活用させていただいて、ジビエの商品開発に向けた取り組みを行う。いい肉を作って、やっぱり価値のある商品としてブランド化を図っていく、この取り組みをですね、行いたいというふうに思っているところでございます。 日田彦山線の沿線の部分でございますが、これについては、基本計画において書かれた部分、今、宝珠山駅はどうかオープン準備段階までこぎつけましたが、宝珠山駅は、誰でも楽しい県境の駅、そこで1日、半日過ごせる場所であるというところで、コンセプトとしております。 大行司駅が、誰もが便利で使いやすい東峰村の交通拠点、ここが乗合タクシー等々の結節点となって、村のBRTと村の2次交通を繋ぐ、こういったコンセプトになっております。 あと筑前岩屋駅については、やはり自然と歴史と水を楽しむ東峰村の観光拠点という形で、今、これについては、やっぱり施設整備が主になってきますが、この部分について3つの駅それぞれの魅力と差別化と申しますか、行った中で、それぞれの駅から村内を周遊できる仕組みづくり、こういったものをしっかりやっていながら、計画を進めているところでございます。 筑前岩屋駅については、基本的には水を活かす、水と村の資源を生かした香りですね、アロマ、また、今、ヤマメの養殖等もふるさと村と岩屋地区で、湧水の里で行っていただいております。これもしっかり商業ベースに乗るような形で施設をきっちり整備をして、水を生かしたいと思っているところでございます。以上です。
議 長	1 番	1 番 和田将幸議員
	1 番	現在、地域交通のーとであったり、サイン計画が稼働してきています。 同僚議員も今日言ってましたが、点々とそういうサイン計画とかは出来上がっているのですが、大きな構想、それを活用したうえで、のーとだったりサイン計画だったり、駅間の移動を考えたり、それをまた小石原の窯業まで足を向かせる。そういう将来の観光振興をどのように考えて、今進んでいるのかなと思ひまして、今一つ一つたぶん武器を作っている段階だとは思いますが、その将来像がちょっと見えにくいかなと。 今、村長の考えでは、どういった振興を村は将来目指して行こうかと思っているのか、考えをお聞かせください。
議 長	村 長	村長
	村 長	全体的な振興策としては、やっぱり一番来られるのは、自家用車で来られる方が一番多いと思っております。しかも年間70万人の方が来られるという小石原地区の観光と産業の魅力ですね、これを一過性に終わらせないために、村内でどういうふうに魅力を分散させて、分散っていい言い方じゃないですけど、いろんな魅力のスポットを回って、ほんと1日、2日間がかりで東峰村を丸ごと楽しめる。そういったコンセプトで村時間という言い方を自分はそのんですけど、そこを過ごせる仕組みを作り上げていく、これはもうソフトの面になりますけど、そのために今、いろんな施設や観

	光拠点、また、産業の拠点を造っているところでございます。 最終的には、今、どういうふうに村の中を繋ぐかという部分で、今、高速バスが杷木まで来た時に、前は西鉄さんがありました。今、のる一とが杷木のバス停まで延びております。 ただ、杷木のバス停については、定時・定路線という形で行っておりますが、まだマイルートという、MaaS という事業の中で、例えば福岡とかから小石原の皿山に行きたいとした時に、のる一との紹介はリンクされてるんですけど、ちょっとまだ時刻表等がリンクされてないんで、やっぱりちょっと移動するにしても計画が立てづらい。これについても県と情報共有を図りながらですね、実際にマイルートやっているのはトヨタになりますけど、もう県もその事業と一緒に村と県とか、いろんな地域とやっておりますので、やっぱりそういうふうに見えて、繋がって、その利用を促進するという形の流れがしっかり出来上がればですね、自家用車で移動する方も、その部分の情報に乗かって移動できるのではないかと。 また、インバウンド等の方も増えてます。そういった方に対する言語の対応とか、そういった部分もありますけど、実際には今ある魅力ある施設、魅力ある拠点をどういうふうに繋いでいくストーリーを作るか、これが一番自分としては重要であるというふうに思っておりますので、これの拠点として、一つはBRTから繋がっていく、高速バスに乗って杷木から繋がっていく、駅や小石原の拠点、今、それこそシェアサイクルの実証実験を行っておりますが、先日土曜日だったかな、はちょうど目の前をシェアサイクルで走っている方がいてですね、ちょっと嬉しくなったところではございますけど。 やっぱり利用を実証の中でどんどん進めていく、そうやってモデル地区や先日のAPUではないですけど、やっぱりそういうのを映像として発信をして、共有、共鳴を受けて人の輪を広げていく、こういった流れがですね、ものを作るだけではなくて、やっぱりそこが一番重要ではないかなというふうに思っているところです。以上です。
議長	1 番 和田将幸議員
1 番	村長の描いている、将来どういう振興にもっていききたいかというのが、なんとなく分かったような気がしますけど、そこにもう一つ、地域と一緒に、地域の住民と一緒に。 レンタサイクルもそうなんですけど、外の人が乗っているのはたまに見ますが、村内の人が乗っているところは見たことがなかったりするんで、そういう活動をするサイン計画の看板とか色々立って、見物するところが色々あるんですけど、そもそもみんな地元愛がありますので、そういう活動をしてたなら、じゃあ、ここはきれいにせないかんとか、地域の方で地域をきれいにして喜んでもらう。行政がするのを「なんしよるか」と待っとくんじゃなくて、大きくもう少し巻き込んだような広げ方ができないか、お伺いします。
議長	村長
村 長	地域との協働、これはもう絶対的な条件だと思っております。整備にあたって、ちょっと説明が不十分というご指摘をいただいたり、お叱りを受けたりすることもございますが、やっぱり最終的には地域の方と一緒に作り上げる、これはもうハードでもソフトでも一緒だと思っております。 この視点がなかったら、結局はそのまま朽ちていくものだと思っておりますので、これについてはしっかり考え方の根底に置いてですね、特に今、コミュニティの話ではございませんが、地域に職員が入って、職員と住民の方との協働の考え方、協働の体制を作っていく。働き方改革とか非常に微妙な部分もございますが、そういった視点はですね、やっぱりこれまではずっと住民兼職員で地域振興を行ってきた分が、やっ

		ぱり村民でない職員がほぼほぼになってきた時に、どう言って地域愛を職員に持ってもらうか、それをどう一緒に行っていくか、この考え方をですね、しっかり今後、特に観光面の話もありますが、やっていかないと、村の魅力という部分ではなかなか光り輝くものが見えにくいのかなと思っています。以上です。
議 長	1 番	和田将幸議員
1 番		それと県の事業もかなり住民のほうから色々聞かれたりはするんですけども、結構県の事業と村の事業、住民の捉え方がかなり違うというか、認知されにくい、県の事業。 そういうのも村も一緒になって住民まで巻き込んで盛り上げたり、J R九州もそうです。J R九州もせっかく色々、今度は釈迦岳トンネルの中のイルミネーションとか色々やってますんで、それに合わせて一緒に、全体で地域を盛り上げるという形に持っていったほうが、より良い効果が得られるのではないかと思います、その辺りは考えをお伺いします。
議 長		村長
村 長		ありがとうございます。 こういった部分で、J Rさんについてはイルミネーション、実は事前にふるさと推進課とは話してたと思うんですけど、私のほうに全然報告がなくて、こういうのやるんだ。元々ですね、イルミネーションとかトンネル、暗い区間、6分、7分の時間の中で、最初は子どもが喜ぶけど、2、3分経つと飽きるという、その飽きた部分で何かの情報発信の機会ということでイルミネーション、運転手さんへの影響がどうのこのとか言われておりましたが、そういった課題を乗り越えたうえで、今回11月までですけど、そういったBRTが走る。 その時にすぐうちとしてもですね、これに便乗じゃないですけど、一緒に、やっぱり釈迦岳トンネルっていう財産、その後に筑前岩屋駅がある。この駅に降りた時に何かあるとかかですね。 今、バスの中では観光的なPRのビデオを一部流していただいたりとか、そういう取り組みも少しずつ始まっております。 ただ、やっぱり車の中でこういった目的、それに乗るのが一つの目的であっていいと思うんですけど、それだけじゃリピーターというか、そういう形になりませんので、その後に村に降りるための、村でS駅で降りて村の中を過ごしてもらって、それもやっぱりSNSとかで拡散していただけるような流れをですね、村としてはしっかり作っていかねばいけないというふうに思っております。そんな感じですかね。 ちょっと不十分でしょうけど、以上です。
議 長	1 番	和田将幸議員
1 番		せっかく復旧復興を声を上げてしてきているので、もう最終的にみんなで頑張れるような、そういう復興の仕方を住民と行政と、私たち議会もそうですけど、創って行けたらと思っています。 これで、私の質問は終わります。
議 長		和田議員、質問を終わる前に、この質問の中で、1番目と2番目が混ざったような質問の仕方をされたけれども、じゃあ、1番はいいんですね。公共施設の考え方を伺うというものがあつたけど、それについては何も無かつたけど、いいんですね。一般質問は終わるんですね。確認です。 私が言っているのは、それは終わっていいんですか、悪かったら悪いで答えてください。
1 番		大丈夫です。
議 長		じゃあ、終わっていいんですね、質問は。

1 番	はい。
休憩	
議長	15時20分まで休憩します。 (15時10分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (15時20分)
議長	6番 高橋弘展議員の質問を認めます。 6番 高橋弘展議員
6 番	今回は大きな2つの質問をしてみたいです。 まず、1点目です。 8月10日の豪雨による被害箇所及び頭首工、用水路の土砂堆積について、お伺いしていきたいと思います。 先月の8月10日に、また本村でも豪雨が襲いました。その前日か前々日だったかと思いますが、鹿児島県の霧島市であったり熊本県の八代市であったりでは大きな被害が出て、いまだに復旧活動が続いているという話もあっております。 比較的今回、豪雨の状況としては、久々ですね、雨でまた恐怖を感じるという部分もありましたけれども、人的な被害というのは今のところ聞いてないと思いますけれども、現状で少々、道路等で被害も出たと聞いておりますが、今回のこの8月10日の豪雨によってですね、村内の被災状況がまずどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。
議長	災害対策室長
災害対策室長	今回8月10日の被災でございますが、まず、床下浸水が1件、宅地石積み崩落が1件、村道が2カ所、林道が1カ所、小規模災害として河川12カ所、農地8カ所となっております。 その中で通行に支障となる村道2カ所、林道1カ所については、崩土撤去を行い、応急対策として大型土のうやブルーシートを設置して対応しているところでございます。以上でございます。
議長	6番 高橋弘展議員
6 番	今回、民家関係に関しては2件、その他公共施設、インフラ関係に関しても、その他のところでの説明がありましたけれども。 まずこの、民家にあたる部分への対応、そしてインフラ関係の対応について、まず村が動いている対応をお尋ねします。 先ほど村道と林道については、応急的な処置を行っていると聞いておりますが、その後の復旧への対応等についてもお伺いしたいと思います。
議長	災害対策室長
災害対策室長	まず、床下浸水1件の分でございますが、これはつづみの里のところの現場でございます。あちらのお宅の中が浸水したということを聞いておりまして、現在工事してまずヒタヤさんが復旧を行っているところでございます。 宅地石積み崩落につきましては、玉来の方のお家になっております。こちらも今業者を入れて復旧工事を行っているところでございます。 それから、小規模災害12カ所、農地8カ所でございますが、これについては小規模でございますので、今回の補助災としては出さないようにしたいと考えております。以上でございます。
議長	6番 高橋弘展議員
6 番	まずは民家関係についてお伺いしたいんですけども。

	もう今、どちらも事業者のほう入られているのは、私も通りかかるところでは確認しております。これに関しては、どういうふうな災害の扱いになるのかというのをお尋ねしたいんですけども。 これは村が発注をしている工事になっているのか、自主的な民家の持ち主さんのものなのかというところで、事業者さんも決まって入っておりますけれども、ちょっと村の対応の部分について、お尋ねしたいと思います。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	床下浸水につきましては、県の発注工事でございますので、県のほうの予算で復旧をさせていただきます。 また、宅地石積み崩落1件につきましては、地権者様の復旧となっておりますのでございます。以上でございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	今回、小規模災害についての河川であったり道路でしたかね、ということなんですけれども、補助災はしないということで、それぐらい小規模なんだろうなと思うんですけれども。 今回の災害自体が大規模に激甚災害のような降り方もされてたような気もいたしますが、本村では激甚指定になっているのか、通常の普通災害のようにになっているのか、お尋ねします。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	本村では激甚災害に指定されておられません。以上でございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	では、小規模災の部分についてのスケジュール感というか、復旧についてお伺いしたいんですけども。 おそらく小規模災、単災のような事業というか起債をして工事をされると思いますが、今回被災した箇所については、いつ、どういったスケジュールでこの復旧工事を行っていくのか、お尋ねいたします。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	河川につきましては、今ある現在の予算で対応は考えているんですが、現地を確認しながらですね、10月の単災の要望をしたいと考えております。場所があればですね、したいと考えております。 農地8カ所についても40万円以下となっておりますので、こちらについても10月の単災の申請に併せて申請したいと考えております。以上でございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	基本的には今年度もしくは令和8年度中には、今回被災した箇所については、一定の工事完了が見込めるということなのではないかと併せて、もしよろしければ、この村道2カ所と林道1カ所、小規模災のところの大まかなどこかというところを、もしよければ口頭でお伝えいただければ、お願いしてもよろしいでしょうか。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	今回の河川、農地につきましては、一応令和8年度まで、繰越とかですね、事業を使ってさせていただこうと考えております。 それから、村道2カ所につきましては、村道迫線ですね、1カ所は。それから、村道の栗林線ですね。 それから、林道1カ所につきましては、第2大日福井線の延田側から入ったところでございます。以上でございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	併せまして、小規模災のところの箇所も分かりましたらお願いできますでしょうか

	か。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	小規模災害河川といたしましては、今まで単災であげてきた竹布川とかですね、宝珠山川、千代丸川とかですね、屋椎川とかですね、その辺りになります。 それから、農地8カ所については、屋椎とかですね、栗林地区というふうな8カ所となっております。すみません、ちょっと中身を見ていませんでした。すみませんでした。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	話が行ったり来たりして申し訳ないんですけども、石積みの崩落と言われてたお家の箇所なんですけれども、これが何か公費対応できるような、要は補助メニューであつたりとか、何か制度的なものというのは、今回あつたりするのでしょうか。 大体災害救助法に適用を受けていると、罹災証明があればですね、ある程度の応急修理にかかる部分が出たりはしますけれども、今回は確か、災害救助法の適用をされて、申請は出してないと思いますので、そういったところの公助的な部分が何かあるのでしょうか、お尋ねします。
議 長	村長
村 長	住宅というところで、住宅自体に被害を受けている場合には、そういった応急復旧とか応急修理か、そういった部分の制度の活用、今回は災害救助法とかそういった部分の激甚でもないというところではございますが。 宅地の崩落でございますので、制度としてはできておりませんので、あとは義援金基金のほうで義援金対応ができるかどうかというのは、ちょっと災害の状況の解釈の関係だとは思いますが、それと今後検討というか、させていただきたいと思っております。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	なかなか宅地の石積みが崩れるというところも、今までの災害の中であんまり見たこともなかったので、行政として今回どういった対応を取られるのかというのは、また、しっかりと話し合っていたきたいなと思っております。 次の話に行かせていただきたいと思うんですけども。 先ほど農地の被害、河川の被害ということもあつたんですけども、今回の災害で、いつもかつもつていう話になるんですけども、大雨が降ると頭首工、要は、以前の取水口が詰まるということが往々にしてあつておりまして、今回もかなり複数箇所で詰まって、ちょうど8月10日に大雨があつたので、水が引くまで動けないということで、お盆過ぎあたりに皆さん集まって、かなりのところマンパワーで土砂を外されたというところ、私も身をもって体験もしましたし、重機が入れるところは重機を入れたという話も聞いております。 そういったところで、今回土砂が堆積した箇所への支援と言いますか、何か村の補助メニューが使えたとか、そういった部分があつたりとか、おそらく水路関係者の方々からですね、例えば重機を使うので、何かしら補助メニューが無いのかという話の相談も来ているかと思えます。どういった対応をされたか、お尋ねしたいと思えます。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	今回の豪雨により頭首工の取水口及び用水路に土砂が堆積しているとの連絡、相談が5件ほどありました。 人力での作業が非常に大変だったこともあるかと思いますが、いずれも用水関係者でご対応をいただいているところでございます。 お聞きしているところでは、バックホウによる機械作業が2カ所、人力での作業が

	3カ所ですが、他の井堰でも用水関係者で土砂の撤去作業を行ったところがあるというふうに伺っております。 国のほうでも、全国を対象として激甚指定の方針と伺っておりますが、村内全域を見た場合、平成29年災、令和5年災として比較しても、被災した箇所が一部となっているところから、今回作業を行われた用水関係者の皆様の労力やご負担は小さくないと思っておりますが、農地・農業用施設に係る保全活動につきましては、多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業、農業振興基金など、ご活用を検討していただければいいと思っております。以上でございます。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	なかなか厳しいご判断だなというところと、今回、結構雨量と集中的に降った部分とのことと、結構被害が大きかった部分というのが、出水期の直前まで、要は護岸工事と言いますか、の県の河川工事を行ってた箇所が結構あったかと思います。詰まった砂がどこの砂だというのはですね、砂に聞いても分からないところではあるんですけども。 現状、どれだけ雨降って、毎回詰まるかというところと、やっぱり29年の災害以降だと思えるんですね。29年の災害以降、いろんな山からの土砂であつたりとか、工事に関する作業道の残土というのか、残土取ってはいるんですけども、残った部分であつたりとか、いろんな部分がまだ河川には堆積していて、それがどうしても大雨が降ると一気に流れて、詰まるどころ、留まるどころどこかというところと、どうしても頭首工になってしまうので、詰まってしまうんですね。 今回の雨とか大雨が降って堆積するのは、確かにその雨によって起因する土砂かと言われると、そうではないんですけど、経年的に溜まっている、要は平成29年、令和5年由来の土砂に関しては、やはり何かしらか村としても対応を考えていただかないと、ちょっとした雨でも詰まることが、今、すごく増えております。 そのたびに労力が掛かってくると、やっぱり今後米作りをしていく方々の気持ちに関わってくるところであるかと思えます。 なので、検討していただきたいのは、その時の雨だけじゃなくて、やはり河川が落ち着くというところをしっかりと見極めるまで、もう少し村としての補助のあり方という考えを変えられないのかどうか、再度お尋ねします。
議長	村長
村長	村としての補助の考え方、ちょっと整理しなければいけない部分はあると思いますが、河川の浚渫であれば当然、県のほうへの要望という形になります。 水路については、うちも2つの用水がかりの農地を持っていますが、どちらも埋まりました。みんなで出て、ちょっと泥履きで入って行って出した部分と、土管が詰まってましたので、棒を持って来てどんどん突いてやっとなんか穴を開けたとかです。 ただ、基本的に用水の管理は受益者が行うという中で、そこをどう救うかという部分については、非常に悩ましい問題。 今のところは中山間の支払制度とか農業振興基金等があるので、その活用というのを今、事務レベルではですね、お話をしているところでございますが。 実際には、これについて、財源的なものをお尋ねされてるのか、もっと抜本的な、土砂が入ってもすぐ流れていくような、そういった部分なのか、ちょっとどのあたりのレベルなのかというのを、ちょっと検討というのかですね、協議をさせていただきたいなというふうには思っております。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	ちょっと今回、補助に関してお話をいただいたのが、ちょっと次の質問に入っていくんですけども。

	今回もマンパワーでどうにかなるかというところで、やっぱり重機を入れないと、かなりの土砂量がたまってしまっているのがあったので、重機を入れたところというのをあったと聞いております。 その重機を入れたからこそ土砂を取り除けてというところと、土砂をある程度取り除いたので、次回ある程度の雨が降っても多少は耐えられるというところに持っていけたと思うんですね。 それで、やっぱりどうしても重機を借りてくる、オペレーターを雇ってくる、雇い賃のほうはなんとか中山間でできるかもしれませんけど、その重機を借りてくるであったり、ある程度の費用が発生する部分に関しては、結構土砂が溜まること自体が、要は、災害による不可抗力なんじゃないかという話で、ちょっと僕も話をさせていただきました。 この3点目の質問なんですけれども、今後、今はマンパワーでどうにかなりますけれども、やっぱりこれが、作る世帯数が減ってくれば、結局、土砂を上げるマンパワー、人数が基本的には減っていく方向にしかありません。 今もかつかつ昼間いる人たちとか、なんとか出れる人たちでやってますけど、やっぱり平日とかで動こうとなったらもう若い人たちとか集まらないんですね。周り見渡したら65以上の、80代の人までスコップ持ってやってますよというところの中で、言わせていただきたいのは、今回、用水関係者の方々からも話が上がったのが、やっぱりある程度までなら人力で取れるけれども、どうしても重機が必要だと、特にマンパワーではもう、これから人口が、世帯数も増えるわけでもないというところだと思うと、なんとか川に重機が下りれる、バックホウであったりとか、下りれるような作業道を造っていただくことができないかということ、ご質問させていただきたいと思います。 川に関しては県営河川、県管理になると思うので、そこについて村がというところは難しいと思うんですけれども、村が取れる対応についてお尋ねしたいと思います。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	近年豪雨による河川内の土砂堆積は顕著となっております。それに伴う頭首工や用水路など維持管理は、農業従事者の減少等も重なり、大変困難になってきているのが実情かと思えます。 そのような中、機械作業ができるような河川への進入路を整備してほしいとの声が、一部の用水組合からも上がってきております。 県に対し河川へ重機を下すことのできる作業道の設置要望を行っていくべきではないのかとのことですが、頭首工は農業用水の取水を目的に河川管理者である県の占用許可を受け、村が設置を行い、用水関係者で管理を行っているものであります。 これまで村でも流域治水の観点から大肥川、宝珠山川の浚渫の要望は行ってきましたが、県としましては、頭首工に起因する堆積土砂の撤去は、用水関係者が行うものとの見解であり、進入路の設置につきましては、同様のことと考えております。 村といたしましては、中山間団地や営農組織からの要望を踏まえ、必要な用地等に係る地元合意の有無や選択要件を満たす補助事業の検討、県との河川協議など様々な諸条件を満たしたうえで、整備を図っていく必要があると考えているところでございます。以上でございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	ちょっと話が長かったところの話でまとめると、基本的には頭首工への進入路に関しては、県の事業としては行わないということよろしいのでしょうか。 それに関しては、村もしくは農業関係者で何かしら対応をするという話でしょうか。

議 長	災害対策室長
災害対策室長	今、議員さんが言われたとおりでございます。 県のほうは行わないというか、まず、河川占用許可を取る協議とかが必要になってきます。そちらのほうがちっと今、問題かなとは考えております。 村としましてもですね、今からですね、協議とかですね、要望等があれば行っていきたいと考えておるところでございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	これ、よく水路関係者の方から言われるのが、大鶴から夜明にかけての河川に関しては、立派な河川進入路が付いてあるんですね、下流側に向けて、何個もですね。 それがなんで、こっち側でできないのかっていうこと、よくよく言われて、なんでそれができないのか、なんで県が違ったらできないのかっていう話を言われます。 もちろん、たぶん浚渫の、おそらく考え方が違うんだろと思いますが、大分県できて、なんで福岡県でできないのかっていう説明を、ちょっとこの議場で聞くのもなかなか心苦しくはあるんですけども。 普通にちょっと県境を跨げばその世界がある部分を、住民の方々はそこは買い物であつたりとか、通行するのに見てあるんですね。その辺をしっかりと村から再度要望ができないのか、県としての考えをしっかりと、こんだけこう、たんびたんび浚渫というか、要は頭首工が詰まって、しなければならぬ河川の堆積土砂ってどういうことですかという話を、やっぱり言っていたかないと、頭首工に溜まったから頭首工の関係者が取ってくれていう、じゃあ、そもそも溜まっていた土砂の管理は誰がするんですかって言ったら、やっぱり県じゃないんですかね。 たまたま頭首工でたまつたけん、それだとちょっとやっぱり農業関係者としては、今の理屈じゃ、それだったらそもそも河川の堆積土砂、県がしっかりと管理してくれよという話にならないかなと思うんですね。 ですので、ぜひ、県にはもう一度この堆積土砂のあり方、これ実は去年の9月定例会で大蔵議員も同じ質問をしているんです。同じ質問というか、頭首工の話ではないんですけども、堆積土砂をどうしていくかということで、その河川の浚渫はしっかりと要望していきますと。県の河川工事であつたりという部分は、課長も、確か村長もお答えになっていたかと思います。 そこに対してはしっかりと、再度やっていただくようにしていきたいのと、下り口に関して、無理と言われれば無理なのかもしれないですけども。 もう1点お聞きしたいのが、今、東峰学園の横に、どこ用水か名前が出てこないんですけども、そこには下り口新しく作って、そこも村民の方よく見てらっしゃいます。あそこで下り口作ってくれるなら、うちにも作ってくれんのですかっていう話もよく聞きます。ああいうふうな頭首工への下り口があると全然違うんですね。 それを、学園のところは村工事でしたんでしょうか。あれはどういう管轄あの工事をしたのか、お尋ねしたいと思います。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	あちらの用水については川曲用水になると思いますけど、一応川曲井堰の復旧にあたつてですね、農災の復旧にあたりまして、工事用道路、どちらから入れようかというふうな、3パターンぐらい検討させていただきました。 1パターンが中学校のプール側から、それから、運動場の入口の階段のところですね、それから、いぶき館駐車場の法面部分を利用した工事用道路ということで考えました。その中で、安全性と経済性で妥当であつたのが、いぶき館駐車場横の法面部分を利用した場合でございます。 また、あの用地がですね、村所有で河川協議も不要であつたため、再被災ケースを

	考慮し、単災事業を行いながら法面保護工事を行ったうえで、現在残しているところでございます。ですから、農災としての分担金も発生いたします。 それから、まず、河川の協議が不要であったのと再被災のケースを考慮したのが、一番かと考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	あの仮設道は常設化されるのでしょうか。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	もうあのまま残します。常設いたします。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	土地は今回、川曲用水においては村の用地だったので、スムーズに話が進んだということも総合すると、先ほどの課長の、長く県との関係性といった部分でも、土地の所有者との協議がスムーズに進み、その後下り口の河川協議ができるのであれば、そういった下り口を作ることは不可能ではないという話と捉えてよろしいのでしょうか。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	まず、河川占用等にあたりましては、流下能力の影響を与えないこととかですね、進入路が河川断面を阻害しないこととかいうことがございます。 それから、土地の話ができて、こういった占用許可が取ればですね、できないことはないと考えておるところでございます。以上です。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	なかなかこの議場で、どうすればいいという話を詰めてたら時間が全くなくなるので、一旦これで終わりたいと思うんですけども。 あと、もう1点、いろんな用水から要望が上がってきたりという話もあるかと思います。最終的に、どのようにその水路関係者の方々と協議、要望に対して対話と言いますか、協議を行っていくのか、その方向性について、最後お尋ねしたいと思います。
議 長	村 長
村 長	今、災害対策室等々の協議の時、こういった要望というか、状況がありました。いろんな条件ですね、が川曲用水については、農業用施設の復旧工事があって、仮設道、それをそのまま使えたという部分。 例えばもう一つ、葛生のほうであれば、県の河川災害復旧工事の時の進入路について、地元の方から要望があって、土地の提供をいただいて、補給工事があって、仮設道があって、たまたまという言い方は失礼になるんですけど、ちょうどそういう道が出来上がることができたという部分で、今、行ってた事例はございます。 こういった部分について、やっぱり方向性ですね、今後どういう形で、基本的にそういう形で行くのか、何か県の補助事業が何かがあればですね、そういった要望を続けていく、そういった部分も当然活動の中ではあると思います。 まずは、やっぱりこういう相談を受けた方に対して、現時点での協議、説明は必ず必要だと思っています。 最初の説明は、たぶんそんなに期待どおりの答えが出ないと思いますけど、やっぱりそれを続けていくこと。村としてもやっぱり、基本的に農業って受益者という考え方が昔からありましたので、それに対する県等の補助があれば、村としてもやりやすい、それに村がそうして少しでも残った分については農業振興基金を使うとか、そういったスキームの提案等ができれば、道が少し見えてくるのかなというふうには思っております。 全面的に村がやりますというのは、たぶんこの案件については、なかなか言いえない部分があると思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	この一般質問通告を出した時に、現在、経済常任委員会のほうでは、米作りについて、すごく研究をされていて、今後の米作りの部分で、今後の対策をぜひ聞いてほしいと言われてたので、ちょっと長めに話をさせていただいたんですけども。 ぜひ、常任委員会のほうでもですね、話を継続して、このことについて捉えていただきたいと思いますし、要望を出された方々に対して、しっかりと返しをお願いしたいなと思っていますところです。 次の質問にまいります。11ページのほうですね。 村道及び国県道の改良についてお尋ねいたします。 1点目です。村道長田板屋線の改良についてのところです。 令和3年に策定されている過疎計画には、この村道長田板屋線の改良について、計画がされております。昨年11月ですかね、出前村長室のほうでも住民の方から意見が出されたと聞いております。 まず、意見のやり取りも踏まえて、現時点で村道長田板屋線の改良の計画内容、そして実施時期について、どのように村は計画しているのか、お尋ねいたします。
議 長	村長
村 長	村道長田板屋線につきましては、議員さんご指摘のとおり、過疎計画、以前からですね、掛橋の部分の橋の架け換え等を含む村道の拡幅を計画に位置付けたというふうには、計画に残っているところでございます。 平成18年にはですね、実績を見ましたら、測量の調査、これは、橋の測量をしたんだと思っております。18年度で約105万円の予算でやって、大体の概略の整備費については、その時点で出されたという、ただ、設計書がですね、どのレベルの設計書なのかというのが、ちょっと書類がかなり前の分になりますので、残ってないという、申し訳ない部分はあります。 ただ、概算金額を出すための測量であったというふうに思っております。設計であれば、とてもそういう値段でできるものではございませんので。 ただ、その中で測量の調査をした後、いろんな、実際に豪雨災害のせいにはいけないんですけど、そういった復旧工事や他の路線整備の兼ね合いから、現状としては未着手の状態になっているところでございます。 一方で、出前村長室等でお話をいただきました。地元の方とのヒアリングというか、やり取りの中で、橋の拡幅ももちろんなんですけど、特に、建築後60年が経過している橋であり、また、あそこ河川が非常に狭いですね。その真ん中にピアが1本立っているということで、河川断面上も問題があるんじゃないかというお話をいただいて、それについて、どういう形でやるかというのを、ちょっと今、再度検討と調査をさせていただいているところでございます。 昨今の建築費等の高騰で、今のところ概算の概算でもかなりの金額というのは出ておりますけど、高いからやる、やらないではなくて、やっぱり住民の方の要望、また、実際に危険な橋であれば、当然考えなければいけないという部分、また、令和4年だったかな、橋梁診断をして、長寿命化の対策は行っているという実情はございます。 ですから、橋の強度、また、河川の断面、大雨時の流量ですね、その辺りを踏まえた中で、今、農林建設課のほうで再度検討という形で持たせているというのか、そういう形にしております。現状はですね。以上です。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	私もこの改良の計画自体が、いつから過疎計画に載ってという部分をちょっと確かめて、遡ることが平成8年度の過疎計画まだしか見れなかったんですけど、その時点では入っております、という、やっぱもう10年来、計画には載っているけれど

	も、進んでない事業になっているのかな。その前にに関しては、ちらっと見たところ入ってなかったような気もするんですが。 とはいえ、やはり今、村長も言われましたけれども、住民の方々の安全性、近隣のですね、安全性であったり、橋梁の老朽化という部分も考えると、いち早く動いていただきたいなど。 住民の方から聞くと、何かあそこは緊急車両、救急車等が通らないようになって、あそこは通過してったりするということで、もし仮にちょっと強度的な問題であったり老朽化で、そういったことがあるのであったら非常に心配ではあるんですけど。 ちょっと私も調査をですね、消防署なりに聞いたわけではないんですけど、住民の方々も緊急車両通らないから大丈夫かなと不安になるぐらい、その橋の部分は気にはなっております。 ましてや8月10日のような豪雨、あるいは平成29年のような、木が大量に流れだして橋脚に引っかかるようなことがあっては、非常に怖い思いをするかもしれません。 1つ確認をしておきます。 この令和3年策定の過疎計画が、本年度で基本的には終了の年度になるかと思えます。翌年以降、法律のかげんももちろんありますけれども、この村道長田板屋線、今年度中に何か動き出すというのは、補正予算等々の兼ね合いもございますが、非常に難しい部分もあるかと思えます。 その次の過疎計画にしっかりとまた謳い込む。そして、実施時期を早めに設定、いち早く設定するというところについて、再度ご見解をお尋ねしたいなと思えます。
議 長	村長
村 長	諸条件を整理いたしまして、過疎計画については、もう実施目標の事業は基本的に全部入れるという形にはしておいた、その事業の中で、やっぱり優先的にやっていたのが、次の計画に延びてしまったとかいう事情はですね、あると思っておりますが、やっぱり計画に上がっている以上は整備の必要性を、もちろんあるということでございますので、ちょっと今回、課のほうでもう1回整理をするという形にしておりますので、これについては、また地元の方と、しっかり話させていただきながら、不安の解消は当然図っていかねばいけないというふうに思っております。以上です。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	課長を名指しで言う話では全くないんですけど、この数年というかですね、平成29年の災害以降、建設ばたの課長の方々がずっと国交省から来ている状況が続いております。それが2年刻みで続いていて、ちょうど平成28年に仮にその過疎計画に上がっていた話だとすると、やっぱりずっと2年刻みで、要は外部から出向で来らっしゃった課長さんが引き継いでいるというのもあって、やはりそういう村内の、これまであった要望案件であったり課題案件が、正確に引き継げる環境が整っているのかというのが、結構重要なことかなと今回思っております。 このいきさつも、僕も聞かせていただいたんですけど、今回あえてここは言わないですけども、やっぱり誰かが今までのいろんな住民の方々の思いを繋いでいくシステムがないと、どうしても今の国交省の方々が本当にエキスパートの方々が来ていただいているので、有難いのはあるんですけども、そういった要望項目をしっかりと引き継げる体制について、もう1回村長にお答えいただいて申し訳ないんですけども、お願いできますでしょうか。
議 長	村長
村 長	主な要望事項を引き継げるということに対しては、今、必ず書類で要望書という形で各区長さんから出していただく。これについてはもう過去10年ぐらいですけど

	ね、はずっとデータ化で確認をして、未処理の部分とかをどうするのかという話をさせていただいております。 特に農林建設課長、国交省のほうから来ていただいて、専門的な知見等をいただく中で、非常に助かっている部分もございます。引継ぎについては、自分たちの職員以上にものごく綿密な引継ぎを行っております。 特に、もっと古い部分になると思いますので、それ自体がですね、どういう形で引き継がれていたかというところに対して、今回本当、出前村長室の話をいただいた時に、昔からあの橋が狭いという話は、自分も職員のころから実感としてはあったんですけど、それと掛橋奈良尾線がいつぐらいできたのかとか、繋がりがどうなるかとかいう部分は、ちょっと古い話にはなりますけど、実際にあの橋の課題とか不安については、やっぱり認識していながらも、少したなざらしと言ってはいけないんですけど、少しその時点で書かれていなかったというのは、やっぱり村の事業として計画に載せている。これをどうやって進めていくのか、本当に実現に向けて地域の方とどういう話をしたのか、その辺りが非常に分かりにくい部分がございましたので、今回、ちょっとこういう形で話をいただいた分ではございますけど、やっぱり他の事業に対してもそういったことがないのか、やっぱりそういったことをですね、しっかり確認をしながら引き継いでいかなければいけない。 その一つが要望書という形でいただいた文書をですね、しっかり今残して確認をしております。これはずっと続けていくべきものでもありますし、こういった形をすることがですね、やっぱり課題の先送りとか、そういったものに繋がっていかないようにするという努力は、必要であるというふうに思っております。以上です。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	今回のことに関しては、ちょっと要望と言っちゃいましたけど、要望より上の計画に上がっている項目でもありますので、そういった部分の、やっぱり庁内全体での、そういった項目の引継ぎ、認識を深めるという、繋いでいく、しっかりしていただきたいなと思います。 次の質問です。 今回の一般質問で同僚議員からは村道であったり県道であったり、いろんな改良、期成会の話も出てきました。 近年村の国県道期成会がずっと開催をされておられません。この質問に関しては令和4年の9月定例会、私の一般質問、そして昨年の令和6年の9月定例会、大蔵議員の質問であっております。 いずれも、村長も課長も「はい、その年度中にさせていただきます。」と言ったことが、2回ともされておられません。ですが、今年度はしていただけるのでしょうか。
議長	農林建設課長
農林建設課長	本村の国県道改良期成会につきましては、議会議員の皆様をはじめ村の各関係の皆様にお集まりいただきましてですね、本村の道路行政につきまして議論いただき、意見を頂戴する貴重な、重要な会議と認識しております。 本来、年1回の開催を行うべきところでございますが、今、議員さんおっしゃったとおり、平成30年12月の会議以降ですね、令和元年度から令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和5年度につきましては、災害対応のため開催を行えない状況でありました。 また昨年度、令和6年度、私も6年度からなんですけれども、先ほど議員さん言われたとおり、9月の議会において大蔵前議員よりご指摘をいただきましたところなんですけれども、災害復旧事業等でですね、依然として多くの残務が残っていたということもございまして、開催できませんでした。申し訳ございませんでした。

	今後ですね、改良要望箇所につきましては、今現在、村の幹線道路であります、国県道であります国道211号の上福井地区の歩道設置、また、八女香春線ですね、竹地区の道路延伸改良につきましてですね、予算の継続的な確保と着手された工事の早期完成に向けてですね、国県へ要望を行ってきたところでございます。 本年度はですね、年内を目途にですね、村の国県道改良期成会を開催しましてですね、情報の共有化や新たな要望箇所の意見の集約をいたしましてですね、国県道の期成会を通じましてですね、要望を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	今後村の観光誘客であったり、ひいては災害の迂回路という話も、結構この議会では出てきておりますけれども、そういった部分であったりというのが、やっぱりどの場で住民の方も要望を言えばいいのかっていうところが、はっきりしないところもあって、この期成会というのは非常に住民の意見をそのまま上に上げていって、上の広域的な期成会に繋げていくという、非常に大切な役割を担っているかと思うので、これが開かれなくなると、「東峰村さんのこの要望は、どこから出てきた要望なんですか。」と言われるようになっては、非常に今後の道路行政、ちょっと明るくないのかなと思ってしまいます。 今の任期の議員さんの中でも、期成会に参加したことがないっていう話にもなっていて、そもそもこの期成会なんですけど、今、東峰村、この国県道改良期成会の部会は、委員会と言いますか、は何と何と何と何があるんでしょうか。
議長	農林建設課長
農林建設課長	部会につきましてはですね、国県道の村に走っている幹線道路と言いますのが、先ほど説明しました国道211号ですね、あと主要地方道の県の八女香春線、そして小石原地区の500号というのがありますので、その3つがですね、部会としてですね、各々意見を集約しましてですね、それをまとめて国県道のほうに期成会として成立しましてですね、業務を繋げていくという流れになっています。以上でございます。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	ちょっと休憩時間に色々話はしていたんですけど、これは、村道杷木宝珠山線がですね、準備会を経て部会に昇格していると思うんですね。それが平成28年、要は、平成29年災の前あたりで1回その話を固めてた経緯もあるかと、もうずっと開いてないんで、そもそもそのことすら覚えている方がかなり少なくなっているかと思うんですけど。 その辺の今までの経緯というのを、しっかりと把握をしていただきたいなと。それをしたうえで、しっかりと経緯も踏まえて開会をしていただきたいなと思います。 その次の質問に行きたいと思うんですけど、国道211号線、今も現状、改良を進めておりますという話もあっておりました。 令和4年度にもこの質問させていただいて、いつになったら歩道がすべて完了するんですか。1. 3kmほどあると思いますけれどもという話だったんですが。 現時点で、この完成年度はいつになっていますでしょうか。
議長	農林建設課長
農林建設課長	現在、上福井地区でですね、事業が実施されています歩道設置事業の完成時期につきましては、議員さんおっしゃるとおり、令和4年の9月の議会におきまして、当初の予定から5年程度遅れの、令和9年度完成予定とお答えしておりましたが、再度福岡県のほうに確認したところですね、令和5年7月の豪雨災害の復旧事業の対応を優先することとですね、また、国道と隣接している用地の耕作期間等ですね、住民調整の結果ですね、完成予定時期が1年遅れの令和10年度と伺っております。

	事業実施主体である福岡県からは、今後計画に沿って事業を進めていくと伺っております。以上でございます。
議長 6 番	6 番 高橋弘展議員 もう平成 25 年ぐらいからこの話が始まって、10 年以上経ってまだできないような事業、もちろん災害というのがあるかと思うんですけども。 先般のコミュニティ協議会の大字単位でした中でも、上福井地区って子どもが多くて若い世代が多いという話もたくさん出て、この歩道って子どもたちを守るであつたり、歩行の安全性のそのためにという意味合いもかなり強かったかと思います。 このままでは子どもがいっぱいいる時期が過ぎてしまってますね、っていうことがないように、令和 4 年の際にも村長が、短縮できることであれば、短縮をできるように補正予算等々でもしてもらえるかどうか調整を、という発言もその答弁でされておりました。早期竣工ができるのかどうか、村としての熱意と熱量というかですね。 これが進まないと、次の要望箇所の予算配分であつたり、次の部分に進んでいかないという話も、前回、令和 4 年に話を聞いております。 なので、まだまだ改良しないといけない危険箇所であつたりとか、歩道設置要望箇所であつたりとかあるかと思しますので、これをしっかりとまず終わらせていくという対応として、まず、村の思いと考えをお尋ねいたします。
議長 村 長	村長 211 号につきましては、私も他の飯塚市とかとの共同の期成会の副会長をさせていただいて、いつも県と整備局のほうの要望に行く。その時に現工事の 1 日も早い、具体的に何年でしてくれとかいうところまではないけど、確実にやってくださいという要望は行っております。 ただ、今回 1 年延びたっていうのがですね、ちょっと残念ではあるんですけど、これ以上遅らせない。しっかり工期内に完了して次のステップに行かないと、次の要望、次の質問に食い込んだら申し訳ないんですけど、次の要望を言う時に、まず、この事業が終わってから、この事業が終わる何年か前に、次の計画をきちんとやっていく、工事をするとところと用地をする、設計をするところというのは違いますので、その分についてもしっかりと、あの場は全体的な場ですけど、特に 211 号の要望箇所としては、東峰村の比重が非常に大きいございます。 他に飯塚市長とか嘉麻市長とかが話している中で、やっぱり東峰村の部分について、まだまだ危ないところ、狭いところがあるというのを、それぞれにも言ってもらってるし、自分も言っております。 ただ、やっぱり予算の関係とか国土強靱化の過疎計画とか、また、今度中期計画がなされるなかで、どうにか国のほうでも予算を確保していただいておりますので、その予算を確実に執行していただくという部分をですね、自分としてはしっかりそういう場で要望させていただいているところでございます。 ちょっと短縮というのは、現実的に非常に厳しいという部分ではございますが、そこについては、また次の事業要望についてスムーズに繋ぐというところにおいても、自分としては強力に進めていきたいというふうに思っているところでございます。
議長 6 番	6 番 高橋弘展議員 すみません、通告の時間よりも過ぎておりますが、ちょっと最後まで質問をさせていただきたいと思います。すみません、1 つ飛んで申し訳ないんですけども。 教育課が主管する通学路安全委員会に関するところについて、少しお尋ねしたいと思います。 毎年春先にですね、PTA のほうで要望箇所の取りまとめということで、通学路の安全ではないというかですね、改善が必要な場所という部分の上げ方をして、取りま

	とめて協議をされている場とも聞いております。 この道路改良に繋げる取り組みはと聞いておりますけれども、現状、ホームページでも昨年度までの対応箇所というのは、上げられてはいると思いますけれども。 どういった改良、改善に繋がっているのかというのと、ここにも書いておりますけれども、道路改良に繋がっている案件がしっかりとあるのかどうか。 これが、期成会が機能してないので、なかなかその取り組み自体が上がってこない部分があるんですけれども、そういった部分があるのか。 ちょっともう時間がないので併せてお聞きしますけれども、そういった個々の改善箇所というのが、しっかりと保護者、要は要望した保護者に対してフィードバックを、しっかり教育委員会なのか、この委員会なのか分からないですけれども、フィードバックがされているのか。 それで、保護者の方は、しっかりと子どもたちと改善箇所について、安全性が確認されたという、最終的には確認まで行っているのか、まとめてお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	通学路の安全対策委員会におきまして、先ほど国道とか道路の改善要望があった箇所につきまして、その中で共有して、その中でも緊急性の高いものを中心に、村とか警察、それから朝倉県土事務所の方と協議を行っているところです。 改善策として、これまでの具体的な内容としましては、道路のカラー舗装、通学路の安全確保ということとカーブミラーの設置や横断歩道の塗り直し、路面標示及び看板の設置などの道路改良工事、改良や環境整備が必要になった場合は、事業を行う県土事務所や農林建設課等に対して定期的に進捗を確認しまして、早期改善に努めております。 ただ、村の村道ですとか、そういった関係につきましては、いち早く対応、比較的希望いしやすいんですけれども、県道、国道につきましては、県土事務所がその場で必要性は判断していただけるんですけれども、県のほうもいろんな場所からの要望がありまして、その中で優先順位の高いものを判断して、その順番に進めていかれる。 中には災害等の関係もあって、若干その通りにいかない部分もあったりするというふうに聞いておりますが、とにかくきちんとそこで上がった要望につきましては、既にこれまで要望が上がって、改善したものも含めて、全体で確認をするように努めております。 保護者の皆様へのフィードバックにつきましては、教育委員会のその委員会を通して、教育委員会と学校が本部役員の方や地方委員の方に対して、整備の結果と経過について報告をいたしまして、保護者の皆様へ情報共有を図っております。 そして、その中で、いや、改善してもらっているはずだけれども、ちょっとそこで不都合がまだ生じているようなところとか不安な箇所につきましては、随時報告を上げていただいて、その委員会の中で、もしくは実際に県土事務所の方とか村のほうとで、どうなっているのかというのを協議しまして、緊急性の高いものにつきましては、早急に対応しているところでございます。以上です。
議 長	最後の発言です。 6 番 高橋弘展議員
6 番	この通学路安全プログラムというのも提示されていると思いますが、PDCAサイクル書かれています。 チェックの部分で、やはり改善項目が、しっかりと保護者と該当児童まで伝わって、それで安全性を確認していくというのをしていかないと、なかなか効果が発揮されているかというのは、委員さんが見て回っても、委員さんの目線でしかないので、できないと思います。

	もちろん保護者に近い地方委員さんであり、本部役員さんがしていく、伝えていくというのは、伝え方として大事かと思いますが、やっぱりその要望箇所というのはしっかりとした形にして、その該当した要望された方に伝えるべきじゃないのかな。それがやっぱりそれを改善をした村としての、委員会になるのか分からないけど、責務じゃないかなと思っています。 ですので、もう少しこのフィードバックのあり方については、改善をしていただきたいなと思います。 それでは、質問を終わります。
散 会	
議 長	これにて高橋議員の質問を終了いたします。 これをもちまして、本日の会議を終了します。 明日 9 月 9 日は、決算審査特別委員会を開催します。 本日は、これにて散会します。 （ 1 6 時 2 0 分）

第5回 東峰村議会定例会会議録

令和7年9月11日

(第 4 日)

東 峰 村 議 会

令和7年第5回東峰村議会定例会議事日程

令和7年9月11日開議

開会宣言

議事日程報告

- 日程第 1 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第 38 号 東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 39 号 東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 40 号 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 41 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第 42 号 令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 43 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 認定第 1 号 令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2 号 令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 10 認定第 3 号 令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 4 号 令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 報告第 3 号 令和6年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

日程第 13 発議第 3 号 東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 14 請願第 1 号 「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書

日程第 15 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	ただ今の出席議員数は、９名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、皆さんのお手元に配布のとおりであります。 （１０時５０分）
日程第１	
議 長	これより各議案の質疑、討論、採決を行います。 日程第１ 承認第３号「専決処分の承認を求めることについて（専決第３号）」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 （討論なし）
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第３号「専決処分の承認を求めることについて（専決第３号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決することに決定しました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第３８号「東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 （討論なし）
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第３８号「東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第３	
議 長	日程第３ 議案第３９号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。

	質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 3 9 号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 4	
議 長	日程第 4 議案第 4 0 号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 4 0 号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 5	
議 長	日程第 5 議案第 4 1 号「工事請負変更契約の締結について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 4 1 号「工事請負変更契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。

	(賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第42号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員
6 番	45ページをお願いいたします。 3款2項1目児童福祉費の保育所審議委員会アドバイザー謝金について、お伺いしたいと思います。 先月、8月の末に小石原保育園のほうで、令和10年度末をもって閉園するということが、総務常任委員会でもご説明がありました。その後、保育園の保護者会でもですね、保護者向けに園からの説明もあって、保護者のほうも話を聞いております。 その中で、今回アドバイザーの方を入れて、今回の経緯があったからというわけじゃなくて、予算組みされているかと思います。 このアドバイザーの方の予定もあって、11月に開催という話もありますが、やはり保護者の方も、どうなっていくのかというので、保育園のほうも、今後のこの審議会のほうの話で、今後の方針が確定していく部分もございます。という説明がっています。 ですので、11月となると、ちょっと時期が空いてしまうということもあるので、次回、第2回の開催をいち早く開催することができるのかどうか、このアドバイザーの方の予定もございますので、ちょっと現時点のこの審議会の方針について、お伺いいたします。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	小石原保育園の閉園につきましては、8月の28日に、運営をさせています中村氏のほうからですね、村のほうに申し出がありまして、そこで初めてですね、聞いたところでございます。 その際のお話ではですね、理事会、評議委員会での正式決定ということでお話をいただきましたので、また、その時に、9月の4日の日に保護者会を開催するというご説明をいただきました。 村としましては、正式な回答をですね、法人としての正式な回答をいただきたいということと、9月4日の保護者会で、保護者の皆さんから出た意見をまとめたものをですね、いただきたいというお願いをしております。 その点がですね、9月中には小石原保育園のほうにお願いをしまして、ご意見等をいただきたいというふうに考えております。 それを踏まえまして、今のところは11月の上旬に審議会をするということで、先生のご予定を抑えさせていただいたところでございますが、そういったことが発生いたしましたので、小石原保育園から正式に文書で回答をいただいた後に、検討いたしまして、先生ですね、ご都合が付けばですね、早めに開催をしたいというふうに考えているところでございます。
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)

議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第４２号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第３号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第７	
議 長	日程第７ 議案第４３号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 （討論なし）
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第４３号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第８～ 日程第１０	
議 長	日程第８ 認定第１号「令和６年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第９ 認定第２号「令和６年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」 日程第１０ 認定第３号「令和６年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第１１ 認定第４号「令和６年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 は、決算審査特別委員会に付託をいたしました。 決算審査特別委員会、委員会報告書をお手元に配布しております。 それでは、決算審査特別委員会の委員長に報告をお願いします。 決算審査特別委員会委員長
委 員 長	決算審査特別委員会委員長報告をいたします。 令和７年第５回東峰村議会定例会、９月８日、本会議において、決算審査特別委員会に付託を受けました件について、会議規則第７６条の規定により、審査結果を報告いたします。 付託を受けた案件は、 認定第１号「令和６年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 認定第２号「令和６年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」 認定第３号「令和６年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

	認定第4号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 以上の4件でありました。 審査期日は令和7年9月9日、10日、11日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。 審査の結果は、原案どおり認定するものと決定しました。 決算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも併せて報告します。 以上、付託を受けました案件について、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。
議 長	ただ今、決算審査特別委員会委員長の報告がなされました。 日程第8 認定第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	日程第9 認定第2号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	日程第10 認定第3号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	日程第11 認定第4号「令和6年度東峰村高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定いたしました。
日程第12	
議 長	日程第12 報告第3号「令和6年度株式会社宝珠山ふるさと村の決算状況報告について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員
8 番	このふるさと村の関係、決算説明会の時に専務から報告がありました。 赤字についてはずいぶん解消をされておりますが、やはりこの赤字の問題ではなく、このふるさと村をどのようにこれから活かしていくのか、というふうなことだろ

	うと思っております。 現在の状況、それから今後の状況について、簡単に村長のほうからお考えをお尋ねしたいと思います。
議 長	村長
村 長	ふるさと村については、毎年こういった形で状況報告があっております。 さまざまな事業の中で収益を上げる事業、また村からの委託事業、そういった部分で適切な業務を行っていただきながら、ほんと目指せ黒字化という形で、取締役会等の中ではですね、行っているというところではございますが。 少しずつは改善しておりますけど、やっぱり今一度収益を上げる事業について、どう取り組んでいくかという部分をですね、しっかり検討というか、将来展望を持たなければいけない。 この中で、実際に収益として上がる部分、実際には岩屋の湧水の販売と特産品の販売が2つの柱、あと親水公園等もありますが、あれについては、大体ほぼほぼ収支が劇的に向上するという部分はございません。特産品についても、やっぱり販路の開拓、またそういった商品開発、ブランドイメージを向上、湧水についても、やっぱりいかに告知をして人に来てもらうか、そういった部分の取り組みをさらにですね、考えて、工夫をして、努力をするという部分は、確認というかですね、行っているところでございます。 あと、その他の部分について、なかなか収益が上がる場所がですね、今のところ見えてない部分がございますので、新規事業の開拓等についてももしっかり検討を図って、そういった部分についても、取締役会の中では、そういった協議もしていくのかなというふうには思っているところでございます。以上です。
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	この問題については、12月議会の一般質問でしようというふうに、私は思っております。 なんでこうなったかという、大坪専務に将来の展望、来期の展望ということで聞きましたけど、「展望はありません。」というふうな回答でありました。 ですから、大坪専務は、おそらく夢は語りたいんだと思います。だけど、現在の持っているこのふるさと村の事業について、やはり語るだけの事業の内容が無いと、いうのが現状だろうと思っています。 ですから、第三セクターのふるさと村についても、これから村の中でどのように有効的なものに活動してもらうのか、そういうもの等について、私は、今度の12月議会で一般質問を通じて執行部と協議をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしておきます。質問は以上です。
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 報告第3号「令和6年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告」を、終了いたします。
日程第13	
議 長	日程第13 発議第3号「東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題といたします。 補足説明を提出者、黒川隆康議員に求めます。 9 番 黒川隆康議員
9 番	議案書の65ページをお開きください。 発議第3号「東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」 上記の規則案を別紙のとおり提出する。 令和7年9月8日提出、東峰村議会運営委員会委員長名でございます。

	提案理由といたしまして、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備を行うため、東峰村議会会議規則の一部を改正するものであります。 66ページ以降に、会議規則の一部を改正する規則の新旧対照表を載せておりますので、お目通しください。 第2条第1項、現行では「事故のため出席できないときは」とあるものを、「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」というふうに変更でございます。 そして、新たに第2項を設けております。 第2項、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合などにあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。と謳っております。 それから、第9条第2項、「必要があると認めるときは」とありますが、このところを「必要があると認める場合は、会議に宣告することにより」というふうに変更です。 それから、第3項を新たに設けております。 第3項、前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合にあつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。 第14条の第3項を新たに設けております。 第3項、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。 それから、68ページです。 第32条の第4項が新たに付け加えられております。 第4項、投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。 第84条、その次の資格決定の通知に移ります。 第100条の2、法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。というふうになっております。 以上が、東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。
議長	補足説明が終わりましたので、質疑に移ります。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 （討論なし）
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 日程第13 発議第3号「東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第14	

議 長	日程第 1 4 請願第 1 号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」を、議題といたします。 紹介議員、高橋弘展議員の説明を求めます。 6 番 高橋弘展議員
6 番	請願第 1 号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」の説明につきましては、意見書（案）の朗読をもって代えたいと思います。 70 ページをご覧ください。 令和 7 年 8 月 5 日付で、東峰村議会議長 伊藤均様宛となっております。 「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」 請願者、福岡県朝倉市堤 1 6 0 0 番地 2、福岡県教職員組合朝倉支部支部長 平田訓孝様からの請願です。紹介議員、高橋弘展。 飛ばしまして、72 ページの意見書の朗読をさせていただきます。 「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書（案） 請願事項 （一）中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について、検討するとともに、加配教員の増員など教職員定数改善や標準授業時数の削減を推進すること。 （二）教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保したうえで、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 請願趣旨・理由 学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。 2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられているものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。 一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、上記の措置を講じられることを要請します。 令和 7 年、提出日の日付があります。東峰村議会議長 伊藤均。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。 提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣となっております。以上です。

議 長	以上、説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 請願第1号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、採択することに決定いたしました。 この意見書につきましては、後日、関係省庁に提出いたします。
議 長	ここで、諸般報告をいたします。 休会中に、東峰村議会委員会条例第9条第2項の規定により、総務常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。 総務常任委員長に高橋弘展議員、副委員長に高倉美紀恵議員になりました。 以上で、報告を終わります。
日程第15	
議 長	日程第15 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から閉会中の継続調査申出がなされております。 お諮りいたします。 委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があつています。これを許可いたします。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 9月8日から本日まで、令和7年第5回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様方の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。 議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営にしっかり活かしていきたい、そういう所存でございます。 さて、記録的な猛暑日が続いたこの夏も、ようやく少しずつ爽やかさを感じられるようになってきたところでございます。9月に入っても全国各地で警報や集中豪雨、そういった災害が発生している中で、やっぱりいつ災害が起こるか分からない、これ

	については、やはりいつでも身を引き締めて準備、心構えはしなければいけない、そういうふうに変更して感じたところでございます。 まだまだ暑い日もありますので、議員各位におかれましては、お体をご自愛され、さらにご活躍いただきますよう心からお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうも本日はありがとうございました。
議 長	これをもちまして、令和7年度第5回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 （11時25分）
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 議 員 議 員